

平成 2 5 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月13日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時13分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 北 市 勲 議員
2. 太 田 常 美 議員
3. 五十嵐 美 知 議員
4. 向 井 義 擴 議員
5. 菊 島 好 孝 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			4. 公営住宅整備について 5. 教育行政について
4	1	向井 義擴	1. 使用料及び手数料について
5	7	菊島 好孝	1. 市立病院について 2. 教育問題について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	8	北市 勲	1. 安心して暮らせるまちづくりについて 2. 教育行政について
2	2	太田 常美	1. 福祉行政について 2. 薬物の乱用防止について
3	6	五十嵐美知	1. 福祉行政について 2. モラルに関する条例の制定について 3. 公共工事労務単価について

○出席議員 8名

- 1番 向 井 義 擴 君
2番 太 田 常 美 君
3番 植 村 真 美 君
4番 竹 村 恵 一 君
5番 若 山 武 信 君
6番 五十嵐 美 知 君
7番 菊 島 好 孝 君
8番 北 市 勲 君

○欠席議員 1名

- 9番 獅 畑 輝 明 君

○欠 員 1名

10番

○説 明 員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	山 田 和 裕 君
監 査 委 員	小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	野 村 繁 君

副 市 長	浅 水 忠 男 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市 民 生 活 課 長	片 山 敬 康 君
社 会 福 祉 課 長	永 川 郁 郎 君
介 護 健 康 推 進 課 長	斉 藤 幸 英 君
商 工 労 政 観 光 課 長	伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長	横 岡 孝 一 君
会 計 管 理 者	保 田 隆 二 君
消 防 長	浅 井 毅 彦 君
市立赤平総合病院 事 務 長	實 吉 俊 介 君

教 育 委 員 会 教 育 長	多 田 豊 君
” 学 校 教 育 課 長	相 原 弘 幸 君
” 社 会 教 育 課 長	吉 村 春 義 君

監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
-------------	---------

選挙管理委員会 事 務 局 長	井 波 雅 彦 君
--------------------	-----------

農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君
----------------------	-----------

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
” 総 務 議 事 担 当 主 幹	野 呂 律 子 君
” 総 務 議 事 係 長	伊 藤 彰 浩 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番向井議員、4番竹村議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、大綱1、安心して暮らせるまちづくりについて、2、教育行政について、議席番号8番、北市議員。

○8番(北市勲君) [登壇] 通告に従いまして、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

大綱1、安心して暮らせるまちづくりについてお尋ねをいたしたいと思っております。先日2040年における赤平市の推定人口が約5,300人、いわゆる現在の半数という人口、さらに65歳以上の高齢者比率が51.5%と、想定はしていたとはいえ大変大きなショックを私は受けました。市民の間にも赤平は一体どうなるのだろうと、こういった声もあり、私どもにこの不安を払拭していただきたいというような声もございました。そこで、このような人口減が進む、あるいは

は少子高齢化が進む赤平市の中、私どもは市民に安心して暮らせるまちをつくる努力をしなければならぬ、そういうことで、では安心して暮らせるまちとはどういうまちなのかと、私なりに考えもございます。その考えは、いわゆる医、食、住が近いところで手の届く生活空間をつくり出すことだと、これが私の思っている安心して暮らせるまちであると。この中でちょっと誤解を招きますけれども、医とは普通は衣と書くのですが、私は医療の医と捉えました。食は、食料品の購入、いわゆる買い物、それから住は言葉どおり住まいするところということでございますので、この3つが手近なところで届く生活空間がいわゆる安心して暮らせるまちであろうと、このように私は思っております。そこで、今後作成される第5次赤平市総合計画の後期の実施計画、また第6次となるのでしょうか、これからの総合計画に対しても安心して暮らせるまちをつくることに重点を置いたものであっていただきたく、この重点となる医療環境、それから生活環境、それからさらに住宅環境の3つの視点からお尋ねをさせていただきたいと、このように思っております。それぞれの見解もお尋ねいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、最初の①、医療環境について2点についてお尋ねをいたします。その一つとして、市立病院の病棟建てかえについてお聞きをいたしたいと思っております。昨年12月に私どもが長年の懸案であった市立病院の病棟建てかえを決定させていただきました。徐々に明るいニュースとして市民の間に伝わっております。しかし、今まで多くの市民が市立病院に受診していただいておりますけれども、赤平市立病院で入院治療したくとも療養環境が悪いばかりに不便な他市の病院に行かれて入院治療した市民がいたということも聞いております。この病棟を建てかえることにより、そういった市民の不便、不満はある程度解消されると思っております。しかし、決定してから今日に至るまでの約6カ月間、社会情勢が大分変わってまいりました。報道にもあるように、東日本

大震災の復興需要の続く建設業を中心とした人手不足が強まっていると、このような報道がありました。最近では人手不足と円安の影響で資材の不足と高騰から公共工事の応札がゼロだと、このような報道も皆様方も見てご存じだと思います。そこで、このような状況の中でこれから病棟を建てかえていこうとする市立病院の計画ですが、当初私どもに示された計画どおりに建てかえができるのか、多分病院側としても現状のこのようなことは分析されると思いますが、これからの見通しについてお尋ねをいたしたいと思いますので、よろしくお尋ねをいたします。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 病棟改築についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、病棟建てかえにつきましては当初に計画を立て住民懇談会などでお話をしておりました概算の事業費から比較して、震災復興関連の影響で資材費や労務費が高騰してきていることは事実であります。また、基本設計に入り、具体的に当初見込んでいた以上に必要とするスペースも出てきていることから、現在医師及び医療職を中心に患者の利便性、機能性、効率性も十分に考慮した上で過剰な設備投資とならないよう基本設計の最終協議に入っているところであります。収支計画につきましては、収入において人口減等を十分加味し、将来への不安要素を抱えることなく、安定的に償還していける収支計画を立てるよう精査しているところであります。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。現状分析をして協議されているということでございますけれども、私どもに示された基本設計、この基本設計も来月の26日を期限として終わることなのですが、いわゆる収支の均衡を図るという意味からいえば、一般病棟60床、療養病床60床、これがベターであるという報告を私も受けておりま

すが、この辺については変化はないのか、あるいは面積についても当初5,000平米を守りたいというお話も伺ったと聞いておりますけれども、それも含めて、それから償還期間の23年というのも、これについてもこれから多分変わらないだろうとは思いますが、この辺についてはいかがなものか、もし答弁できるのであればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 議員おっしゃられましたそういった要素につきましては、全て含めて検討をしている状況です。一般病床60床と療養病床60床につきましては、現段階では平成23年、24年と黒字という結果を出しておりますので、このまま引き続き進めていきたいということが大前提の上で精査し、よりコンパクトな病棟をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。本当に今市民の間で病棟の建てかえというのは、大変大きく期待された部分でありますので、ただ私ども議会の委員会としても身の丈に合ったものにしていただきたいという要請はしておりますので、ぜひその辺を踏まえてこれから実施設計に当たるに当たっては十分考慮していただきたいと、このように思っております。どうもありがとうございます。

もう一点ですが、この医療環境についてのもう一点としては訪問診療についてお尋ねをいたしたいと思っております。現在国は、在宅医療をなささいということで進めておりますけれども、しかし赤平市立病院は15年以上前から訪問診療という名称で在宅医療を実施されてきております。ご存じのように訪問診療は、患者さんのさまざまな事情により入院せず自宅で療養を受けられるシステムであります。今では市民の間ではすっかり定着し、この診療で多くの患者さんが救われております。そこで、市民から大変

感謝され、期待されている訪問診療が今後も今までどおりに継続できるのか、これについての見通しについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 訪問診療についてお答えいたします。

現在当院では、地域医療科が担当し、従事者は医師が内科4名、泌尿器科1名、そして看護師が3名に合わせ、6月からは理学療法士も訪問リハビリを開始しているところであります。先月の実績では、医師による訪問診療回数が25回、看護師の訪問看護回数が47回となっており、現体制では最大限の訪問回数となっております。今後も安定した病院経営のもと医師、看護師を初めとして医療職の確保を踏まえた上で市民病院として皆さんのニーズにお応えできるよう継続的に本事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。ただいま今後も継続していきたいと、こういう前向きな答弁いただきました。お話の中にリハビリも可能だと、これは長年私どもが介護の絡みの中で訪問リハビリできないのかということで要請もしてまいりましたが、このたび市立病院のほうで理学療法士が採用ということでこれも可能になったということでは非常にありがたい話であると。ただ、今いるドクターの数は確保していただかなければならないのですけれども、その中での訪問診療というのは本当に継続できるのかと、そういう不安を非常に感じておる一人でもございます。実は、今医師の訪問診療が25回とおっしゃっても、1人当たりのお医者さんの受け持ち患者さんというのはわかりません。全員がやっているわけではないのです。ですから、やっておられるのは多分内科のお医者さんがメインだろうと思うのですが、その辺のところもう少し、この25回という意味合いの中身についてわかる範囲内で結構ですけれども、ちょっと言っていただきた

いと思うのですが。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 先ほどお話ししました訪問診療につきましては、5月の実績になります。対象者が22名のうち25回訪問していると、ほぼ1回ずつということになります。対応しているのは、内科の医師が4名、そして泌尿器科の医師が1名ということになっております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] どうもありがとうございます。患者さんが22名で25回というのは、かなり密度の濃い診療であると、そのように感じておりますけれども、いずれにしても安心して暮らせるまちづくりの中の大きなウエートを占める医療、特に高齢化が進めば進むほど医療の必要性は高まります。そういう意味で病棟の建てかえ並びに訪問診療の充実というのは、やっぱり市民にとって一番安心できる部分でないだろうか、このようにも感じておりますので、今後も含めてぜひ建てかえと、それから訪問診療の継続を切にお願いしたいと思っております。

次に進ませていただきます。②の生活環境についてお尋ねをいたしたいと思います。生活環境ということ、非常に幅の広い部分があるのですが、この高齢化が進む中で特に日常生活に大きく関与する2点についてお尋ねをいたしたいと思います。まず、第1点目がアの買い物の利便性についてお尋ねをいたしません。最近赤平市の人口が減少していく中で並行して市内から商店がなくなってきている、シャッターがおりてきていると、このような状況になっておりますけれども、必要とする買い物するにも遠くに行かなければならなくなる、非常に大きな不便を感じている市民が多くなってきていると思います。今後高齢化がさらに進めば買い物ができなくなる、いわゆる買い物弱者がふえてくるのではないだろうか、こういうことは十分予想されます。現在は、民間企業さんが買い物バスを運行させていただいたり、ある

いは赤平市内あるいは市外の民間の業者さんが移動販売という形で赤平市内を回っていただいていると、こういうことでやって大変助かっておりますけれども、しかしこれはいつまでもということにならないので、行政としてこの辺のところをどのように支援ができるのか、お考えあればお聞かせ願いたいし、見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 買い物の利便性についてお答えします。

当市におきましても人口の減少による購買力の低下や商店の後継者不足、近隣市町村での大型スーパーの開店などにより商店は減少してきておりまして、5年前に比べて約25店の店舗が閉鎖しているところがあります。地域での身近な商店が減少することにより、特に高齢者の方々の買い物が難しくなってきたと思われる。また、全国的にも買い物弱者問題は限界集落ばかりでなく、都会においても起きているとの報道もなされているところがあります。現在赤平市内の各店舗では、循環バスによるお客様の送迎や移動販売、商品を各家庭に配達する宅配サービスを実施するなどの営業努力をされておりますので、現在のところ買い物弱者問題は表面化しておりませんが、今後近隣商店の撤退や高齢化の進展から日常の買い物に不便を感じる方がふえてくるものと思われる。このような事態に行政としてどのような手を打つかということですが、高齢者で介護支援を受けている方につきましては介護サービスの利用なども考えられますが、それ以外として現在国では地域自立型買い物弱者対策支援事業といたしまして、居住する高齢者等が日常の買い物に不便を感じている買い物困難地域において商店街振興組合や民間事業者、NPO法人、または地域住民が買い物機会を提供するためミニ店舗事業、移動販売事業、宅配事業等を開始する場合に買い物機会の提供に必要な立ち上げ費用を補助する制度もありますことから、それらの制度を利用するなどして買

い弱者に対応できるものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。今ほど答弁の中で赤平では買い物弱者の問題は表面化していないと、そういう答弁ありましたが、もう六、七年前になりますか、私の経験として移動販売業者を紹介した地域がございます。それは、まさにこの買い物弱者が生まれてくるということで紹介したわけですが、今のところ大きく問題になっていないということでは間違いありません。

それで、今お話のありました地域自立型買い物弱者対策支援事業と、これについてはここに立ち上げ費用を補助するのだと、このようになっておりますけれども、今のところ赤平市内の中にこれを要請した機関といいますか、民間業者といいますか、ありますでしょうか。もしあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 地域自立型買い物弱者対策支援事業ですが、これは買い物機会の提供に必要な立ち上げ費用の、事業の3分の2の補助ということでございますが、現在のところこの制度の利用についての申し込み等はございません。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。こういうことが、支援事業がなければいいのですが、しかしこれは避けて通れない時期も来る可能性もあります。ぜひそのときにはよろしくお願いいたしますと思います。

次に、イの通院についてお尋ねをいたします。前段で買い物弱者がふえているという話をしました。同じように医療機関にも受診を要する患者の中に予定どおりの通院ができなくなる、いわゆる通院弱者がふえてくるのが確実に予想されます。今は自分の車、あるいは家族の車等で医療機関の通院に不便を感じていなくても、これから先高齢化が進めば免許証の返上などもあり、なかなか通院に不便を

感じる市民がふえてくるのではないかなと、このように思っていますけれども、特に公的交通手段のない幹線道路から遠く離れたところに住まいする市民にとってはこれは重大な問題でもあります。このようなき行政としてどのような支援ができるのか、これについてご見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 私のほうから通院についてということでございますが、公共交通といったこの確保の観点からご回答させていただきたいと思います。

公共交通につきましては、自家用車など移動手段を持たない方が日常生活を送る上で大変重要なものであり、特に高齢者などの通院には不可欠な交通手段となります。しかし、小規模市町村では民間バス事業者が赤字路線を抱えているため路線廃止を余儀なくされ、市町村がコミュニティバス等を運行するところがふえてきております。こうした状況の中、当市は地理的から見ますと帯状に形成されているため、ほとんどの市民は幹線を走る民間バス路線と比較的近い地域で生活をされており、さらに市内大型店による買い物バスも市立病院の通院時間に合わせて運行されていることやタクシー事業者も市内に2社が存在することから、小規模なまちとしてはどちらかというところでは恵まれている地域のほうになるのではないかと考えております。このため現状運行されております民間バス以外のバス運行につきましては、現段階としては考えていないという状況でございます。しかしながら、当市の高齢者比率は増加傾向にありますので、今後の状況を見きわめながら一定の路線を特定し、予約制の中で一部負担をいただきながら実施されている乗り合いタクシー、こういったものなども含めまして検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。

ます。乗り合いタクシー等も検討していきたいと、このように思っています。医療機関というのは市立病院だけでなく民間医療機関もあるわけで、それぞれの病院に受診している市民もいるわけですから、この辺も含めて今後十分にそういった状況を把握しながら検討していただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思

います。それでは、3番目に住宅環境についてお尋ねをいたしたいと思います。今回私ども2回目の議会報告会を開催いたしました。その中で市民の要望として、コンパクトなまちづくりをつくってほしいという要請も受けました。私ども議会において、人口減と少子高齢化の進む中で同じようにコンパクトなまちづくりの一案として公共施設の集約化や複合化の要請をしてきております。そこで、このたびは一般住宅の集約化ということについてお尋ねをいたしたいと思います。平成26年度が赤平市住宅ストックプランの見直しの計画の年であると、このように聞いておりますが、どのような見直しを考えているのか、それについてお話しできる分だけで結構ですから、お聞かせいただきたいと思

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 住宅環境についてお答えをさせていただきます。

本市は、予想を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、それに伴う人口、世帯の減少も続いていることから、第5次赤平市総合計画でも示しております持続可能な都市形成を図るためにコンパクトなまちづくりを進めることは重要な課題であります。住環境整備につきましてもにぎわいのある市街地を目指し、利便性にすぐれた町なかへの賃貸住宅の建設も効果的な方法であると認識をしております。現在町なかにある市有地といたしましては、医師住宅跡地

がございしますが、利便性のよい場所であることから、公共での賃貸住宅建設ばかりではなく、民間の活力を最大限生かし、建設を誘導していくことができないか、またそのことにより他の遊休市有地への建設促進へとつながらないか、住環境対策プロジェクトにおいて検討をしているところであります。そのほか市街地にある市有地としましては、学校適正配置計画により中央中学校跡地の活用もあります。今後の計画策定の中で高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅やテナントつき賃貸住宅など、住環境整備に向けた利用方法も検討できるのではないかと考えております。また、市街地には現在店舗空き地等の空き地が点在している状況にあります。賃貸住宅の建設に当たっては駐車場等の確保も必要でありますので、一定程度の面積が必要と考えますし、今年度商工部局において商工会議所などの関係機関と空き家活用を協議することとなっており、その中で空き地の活用方法も含めて検討されますので、まずは商業地としての活用を優先するものと考えております。平成26年度の住生活基本計画策定においては、このような本市の住宅政策の現状と課題を整理し、本市におけるこれからの住環境のあり方を検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。ただいま市内に、特に中央に近い市内の市有地に人を集めると、住まいを求めるということで今市立病院の医師住宅の横の空き地、それから中央中学校の跡地利用ということでお話ありました。私も実はその2点をちょっと念頭に置いて質問させていただいたのですが、赤平市は幸い大型ショッピングセンターといえますか、そういった店舗が他市と違っていわゆるまちの中央に近いところにあると、そういう意味での赤平市の利点もあるわけで、ましてその近所に市が持っている土地があるとすれば、これはやっぱり住宅としてそこを利用することが要するに住みやすいまちづくりの一つでないかな

と、このようにも思っております。そういうことであいうところにつくっていただければ、いわゆる空洞化は避けられると、ドーナツ現象はなくなるだろうと、ある程度防げるということで思っております。

それで、もう一つ、実はまちの中に、今課長のほうから空き地の活用についていろいろと検討していきたいというお話ございました。民有地であっても地権者と行政が協議すれば、ある程度私は解決する道があるのでないかと。私ども昨年実は議会の視察ということでPFIでつくられた施設を見てきました。これは、あくまでも商業施設ですけれども、これを民有地である空き地に住宅として、あるいは一部店舗として活用できないかと、利用できないかと、このように思っておりますけれども、先ほど商工部局において打ち合わせをしたいということなので、ぜひこのことも含めてまちの地権者、あるいは住宅の所有者と積極的に話をしていただきたいと思っておりますけれども、これについて話ありましたけれども、もう一度ご答弁、考えあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 空き店舗、空き地の有効活用ということで今年度から私ども商工部局と商工会議所とで協議するというので、まず最初には現状把握ということで空き店舗がどれだけあるのか、空き地がどれだけあるのかという調査から始めまして、ただし空き店舗につきましても全くの空き家なのか、居住者がいるのかというような違いもございしますことから、その辺の対応についてはなかなか難しいだろうなというふうに考えていますが、他市でも空き店舗対策をやっておるところがございしますので、それらも参考にしながら今後協議して必要によっては協議会等の設置も必要かなというふうに考えているところですので、これから協議してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 前向きなご答弁あ

りがとうございます。まず、話をしないことには前へ進まない。ただ、あいて困った、困ったでは進む話ではないので、そういうところ皆さん方にご苦労かけますけれども、やはり行政が中心となってこの辺の話し合いをしていけば、期待どおりの道開けるかどうかは未定ですけれども、しかし話をしないことには前へ進まないということだけは申し上げておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱2の教育行政についてお尋ねをいたしたいと思っております。①、廃校となった各学校の歴史資料等の保存についてお尋ねをいたします。赤平市における昭和20年以降学校の統廃合により消えていった学校が1970年、昭和45年の旭丘小学校を初めとして現在までに住吉小学校、中学校、この辺を含めて11校になっております。そこで、この赤平における各学校の歴史資料は、一体どのように保管、保存されているのかと。各学校には校章があったり、校旗があったり、校歌があったり、いわゆるその学校それぞれの歴史を刻んできたそういったものが残っているはずなのです。これについては、文書や写真としては赤平市史を読まれたらわかりますが、記載されております。私も読ませていただきました。しかし、実物は一体どうなっているのだと。これは、一度閉校によって保管というか、保存といいますが、されたものは恐らく二度と日の目を見ていないと。私どももそれを見る機会がない。

実は、この4月に私どもの仕事で旧幌岡小学校、今の幼稚園です。ちょっと時間が早かったので、あそこの3階をちょっとのぞかせてもらいました。あそこに校歌、それから校舎の全景写真、それから歴代校長先生の肖像画といいますが、写真といいますが、を含め1カ所にありました。これは、残してあるだけで、ではどうするのだと、ついそういう疑問が湧いてきたわけです。調べてみたら、昭和45年以來40年近くたっても、私どもの記憶から消えていっているのではないかなと、そういうものが赤平に11校もあると。ましてや、来年は小学校2校がなくなる

わけです。閉校記念だとかなんとかということでのたびも補正予算上がっていますけれども、そういうものをどうするのだという議論は全くされないでいると。これは、非常に悲しいことであろうと。私も赤平小学校を卒業しました。赤平小学校のそういった校章やら校旗やら一体どこにあるのでしょうか、そういうことに誰も関心示さないと。本当に将来私どもの記憶からただ消えていだけなのかなと。そういうことで今まで11校の教育的歴史の資料をどういう形でどこに保管されているのか、わかる範囲内で結構です。ご答弁願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(若山武信君) 学校教育課長。

○学校教育課長(相原弘幸君) 本市の人口、昭和35年にピークを迎えて、その後減少を続けていまして、児童生徒数についても減少したということで昭和45年の旭丘小学校初め11校が閉校となっております。閉校となった学校の資料施設ですが、引き継ぎを受けた統合先の学校に保管されることとなっております。

以上です。

○議長(若山武信君) 北市議員。

○8番(北市勲君) [登壇] 教育委員会で把握しているのだと思っておりますけれども、それぞれ引き継がれた学校に保管されていると、そういうことでありますけれども、そうであれば私どもの記憶がなくならないうちにそういうことをひとつこれからの保存の中でも考えてもらわなければならぬかなと思っております。

それで、関連して2番目の②の赤平教育文化記念館(仮称)の設置についてお尋ねをいたしたいと思っております。今まで各学校の保存品は、おのおの引き継がれたところで保管されておるということでございますけれども、保管はされていても先ほど申しました100%見る機会がない、各学校の同窓会あるいは同期会があってもそういうことが話題にもならなかったかもしれないけれども、全く赤平の一体どこにあるのだろうと単純にやっぱり不思議に思う気持ち

があります。それで、できれば閉校となった各学校に残された保存品、全部とは申しません。しかし、最低その学校があったのだという、存在したのだという実物の資料を一堂で会せるような、そういった施設を考えるべきでないかと、それが私どもの赤平教育文化記念館（仮称）の設置の考え方です。これについて教育委員会としての見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 今後の保管方法ということも含めてだと思いましたが、将来的には1カ所にまとめるというような保存をしていきたいとは考えているところです。ただし、その場所というのは現在特に決まったものではありませんので、期限を切るということは、これを明示することは今現在できません。

それで、赤平高校の件も含めてのことということでもありますので、今後の閉鎖施設を学校の資料施設とか教育関係の資料館ということだと思いましたが、またさらに文化活動も含めた施設に再利用できないかのご指摘ですけれども、高校の跡利用などは本市の小中学校の適正配置計画の策定時にも質問があって説明しておりますので、既に耐用年数の半分過ぎている古い建築物で、かつ規模も非常に大きいということで、この後の維持費用を考慮しますと本市にとっては慎重に検討しなければならないと考えているところです。

また、今後このまま人口が減少して学校初め公共施設の統廃合が避けられないことから、新たな施設の活用には市当局との協議も重ねて十分な検討が必要と思っているところです。このような時代の中に市教委としては数々の歴史を示す資料の保存はどうあるべきかは思案しているところであります。このままでよいとは考えておりませんが、いずれにしても郷土赤平の資料保存、この全体をどうするか、その問題の中で検討していくべきと考えているところです。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。ちょっと高校の話まで行きましたけれども、実は私が仮称として言っている教育文化記念館という、仮称ですけれども、この名称は教育関係だけの記録を残すのであれば文化なんて名前要らないのですけれども、文化を入れたというのは、私どもの中で先日も赤平に来ていただきました石飛先生の書の作品を展示する場所がないだろうかという話が二、三年前から上がっております。それで、正式に議題に上がったわけではないのですけれども、私はそういう意味で代表的な著名人とすれば赤平出身の石飛先生の作品をやはり展示する場所もあっていいのではないかなど。それと、もう一つ、文化の面でそれを展示するような場所がないものだろうか、つくれないものだろうか。決して新しくつくれないでは申しませんが、しかしこれだけ公共用地といいますが、公共施設といいますが、学校が閉校していく建物がある中でそういった活用も、これは2年後に閉校する赤平高等学校も含めて考えるべきでないのかなど、考えていただきたいというのが私どもの考えです。ぜひこれを提案いたしますので、ひとつ教育委員会としての答えが出なければ高尾市長なりの考え方も改めてお聞きしたいなと思っております。決してこれは我々の記憶の中から記録をなくしていくなんていうことは、どっちも、記録も記憶もなくしていきたくない。これは、多くの市民が感じている部分だと思いますので、もしこれについてのご見解があれば市長さんのほうからでもひとつお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 今の質問のスタートは、教育関係になりますが、総体でということで私のほうからも改めてお答えをさせていただきますが、設置の必要性は私個人としても感じてはおります。ただ単に閉校した学校の資料だとか、個々にでなくて、例えば郷土館も廃止をしまして旧公民館に保存とい

ってもしまってあるだけの話です。炭鉱の資料もこのたび閉校を予定しております住友赤平小学校の校舎1線全部使って、これをどうするかという問題もごございます。それと、これも赤校のほうから、同窓会のほうから含めて何とかならないかと。私どもは、ただ単に資料を残すだけで、市の財産さえ余しているのに、あえて道の財産をまたもらってまで、正直言って管理をどうするのだと、いつ来るかわからないために人も置かないで、ただそれだけのために財産を譲り受けるというのは、これは現実的には非常に難しいというお話はしています。ただ、どうするかという課題は残っています。

そこで、今それと郷土出身の芸術家の方々の書ですとか絵画だとか、これも意見をいただいておりますし、私も感じております。したがって、これ個々ばらばらにやるのではなくて、郷土館、炭鉱歴史資料、それと今言ったこういう学校のも含めて総合的なやはり施設が必要ではないのかと。加えて文化会館も廃止をいたしましたので、「みらい」の百二、三十人のホールしかないという、これまた文化団体のほうから市長何とかしてほしいと、今回の住民懇談会でもどうだという、すぐとは言わないけれどもという具体的なやはり提案もいただいております。こうして考えてみますと、私どもは必要だなということは考えていますが、順番からいくと私が言っているのはまず病院を絶対しなければだめだと、それと消防本部庁舎も早急にやらなければだめ、学校統合がありますので、学校の校舎整備もやらなければだめだと。残念ながら今言った課題は順番からいけばその後になるだろうなど。図書館も今のままでいいかどうか、老朽化してきていると、隣に消防本部庁舎が建つと、これもやはり検討課題になるのかなというふうに思っていますので、そういう意味ではやはり総合的な施設を計画的に将来を見越してやらなければ。

書も石飛先生物すごく大きい作品あるのです。個展やって学校の体育館ぐらいのスペースでないといけない書もあるのですが、場所がないので、外して

丸めて表具屋に預けているという話を先生言っていました。市長、どこか場所ないのですかという、学校体育館、先生、温度調整要らないのですかと。当然冷暖房ある程度なっていないとだめだという、したがってただ単にそれにぼたっと張っておくわけにいかないなど。市長、これ管理難しいよと、したがってどこかできたときに管理人がいるときにやっていただけるのが一番現実的ではないでしょうかという、これは石飛先生の雑談ですが、やはりただ単に学校があるからそこに書をぶら下げれば済むということではなさそうでもありますので、この辺十分そうした設備も、多分照明含めて、美術もそうですが、やはり相当な費用を要するということでもありますので、総合的な郷土文化保存含めて私はどこかの時点ではぜひともしなければならぬだろうというふうには考えておりますが、現状ちょっと順番つけたくないのですが、現状の状況からいきますとどうしてもつけざるを得ないということで、十分必要だということは認識しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 市長さんからそういう前向きのお答えはいただきました。ただ、いろいろ条件があってなかなか前へ進まないのだと、順番も含めてということなのですが、実はこの春に隣のまちの芦別市の新城小学校を見てきました。新城ですから、はっきり言って山の中にあります。あれも閉校した学校なのです。あそこどんなふうに使っているか、たまたま行く機会があって見てきたのですが、主に絵画展示です。今市長さんがおっしゃるような確かに空調だとか必要でしょうけれども、それもしないかわりにどうぞという形で展示をされていると。冬期間は、全くあけていないと。あけるのは、5月の1日ですか、このぐらいから秋口までという話で、なおかつその小学校の跡地は展示もするけれども、まちのそういった文化活動する、特に芸術活動する方々の活動の場所として提供していると。そういう形で、決して私は先ほども申し上げま

した新しくつくるなんてさらさら言う気ありません。やっぱりそういった今まで使ったものをこれから先も有効に使いたいと、こういう気持ちから今回も提案しているわけで、市長さんのおっしゃるのも十分承知しております。優先順位もあります。しかし、今ここで最初の閉校から四十何年もたって本当に病院の病棟と同じぐらいの古さになってきているところをせめて一堂に残せるようなものができればという形で提案させていただきました。いずれにしても、検討していただくことをお願いいたします。別に答弁要りません。

以上で私の2つの大綱の質問は終わらせていただきますけれども、私どもの大綱1の安心して暮らせるまちづくり、これは2040年で人口は半分ですから、もうそんなに時間的余裕はないはずなのです。ですから、今からできることから手をつけていかなければならないと。もちろんやっています。皆様方つくられる計画でも十分理解しますが、さらに突き詰めていったきめの細かい計画をつくっていただいて、それを実行に移していくと、こういうことをしていかなないと結局赤平というまちが本当にどうなるのだろうという市民の不安は払拭できないと、このように思っておりますので、どうかこの辺を踏まえて今後の計画の中でぜひ生かされるような計画をつくっていただきたいとお願いするだけです。

それと、教育問題につきましては、今申し上げました私どもの過去の歴史、記憶が消えていくと、日の目を見ないというのはやっぱりちょっと忍びないなという感じがあります。地域の中でもただ残しているだけであって、意味があるのかということになると思います。見せなければ、見せなければ、悪いけれども、ごみとは申しませんが、残しているだけで何ら意味もないのでは困ると。やはりそういったおのおのの学校が赤平地区の中においてどういう学校の歴史を刻んできたのかといったものを、ある程度実物があるのであればそれを一堂に会して見るチャンスを与えていただきたいと、このように

思っております。

以上で私の思いも含めてお願いいたしました。以上をもって私の質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序2、大綱1、福祉行政について、2、薬物の乱用防止について、議席番号2番、太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、大綱1、福祉行政について、①、生活保護受給者の遊興費の考え方について。ことし3月中ごろのテレビニュースにて、兵庫県小野市において生活保護受給者がそのお金で遊技、遊興、賭博などをしていた場合、それを目撃した人は市の担当者に通報する旨の条例が3月27日に可決されました。そして、4月の1日施行ということで報道がなされました。赤平市は、ここ数年にわたる財政危機をやっと克服し、平成25年度予算から財政運営が正常となったわけですが、しかし市民にとってはこれまでの経過から財政への関心は高く、生活保護受給者への見る目は特に厳しいものがあります。生活保護を受けている人たちの中には真面目に質素に生活している人たちが多いわけですが、中には子供の教育費や給食費を飲食や遊興費に使ってしまう親もおり、市民からの指摘により市の担当者もその都度指導や対応に頭を痛めたことだと思います。しかし、中にはいまだにその傾向が続いている人もおり、一番目立つのがパチンコ店に通う人たちで、一般市民から見ると大変ぜいたくなことであります。恐らく市民からの批判に遭って小野市では通報システムを取り入れたのでしょうか、個人情報のあることもあり、子供への影響も考えたときに昔風に言えば密告制度ともとられるこのシステムには賛否両論あると思われる。遊技、遊興、賭博などについては、罰則も含め生活保護法にどの程度触れるのか。また、同種問題で市民からの苦情が多いわけですが、生活保護受給者に対しての当市の今後の考え方についてお伺い

たします。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

生活保護費や児童扶養手当をパチンコなどのギャンブルで浪費することを禁止し、市民に情報提供を求める兵庫県小野市の福祉給付制度適正化条例が本年4月から施行をしております。条例では、不正受給や常習的な浪費を見つけた場合市への情報提供が市民の責務と記載されておりまして、情報は警察OBら適正化推進員に調査させるものとしております。どのような福祉給付制度であれ、不正受給がなされるべきでないことは誰もが異論はないところであると思いますが、日本弁護士連合会では福祉制度により現金給付を受けている者の私生活をその周辺の人々が監視し、市などに密告し、市の職員が生活指導をするという仕組みは生活保護法はおろか、あらゆる福祉制度が予定ないし許容していないプライバシーの侵害であり、私生活への過剰な干渉であり、憲法第13条に違反するおそれがあるとしてこの条例を速やかに廃止するよう声明を出しております。また、現行の生活保護法では、支給される扶助費を含め被保護世帯の収入の用途は基本的には当該世帯の自由とされております。ただし、法第60条では、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければならないとされていますことから、この条項に違反していると認められる方には指導指示を行い、それに従わない場合には保護の停止や廃止を行う場合がございます。福祉事務所では、これからも定期的な家庭訪問や遊技場を巡回するなどして生活保護世帯の日常の生活状況の把握に努め、現行法に基づき適切に対応していきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 ただいまの答弁にありましたように、私も現行の法制度のもとに適切な対応をしていただければと思う一人でもあります。決して密告制度は許してはいけないと思っております。

最後に、担当職員の皆様に適切な対応をよろしくお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続いて、②、認知症患者への対応について。認知症の中で最も多いのはアルツハイマー病で、世界中の患者や家族が苦しんでおります。アルツハイマー病は、1984年に脳内の異常なたんぱく質、アミロイドベータが見つかり、原因物質として有力視され、その後進行をおくらせる薬が実用化され、脳内画像診断などの技術も進んだわけですが、この発症の予防や治療薬にはまだたどり着いていないとあります。厚生労働省の推計では、認知症高齢者は2012年現在で305万人おり、25年には470万人になるとの見通しを立てており、世界で最も高齢化が進む日本にとっては大きな問題であり、医療分野としても今後への大きな課題の一つであります。特に赤平市のように人口が急減しつつあるまちにとっては、医療面や対応施設なども必要であることから、今後への大きな課題だと思われまます。赤平市において認知症と診断されている人は、今どの程度の人数がいるのか、またその家族や本人に対して市としてどのような対応しているのか。公立の施設、愛真ホーム、市立病院療養病棟のほか、民間施設、エルムハイツ、博寿苑、のぞみの家等もあると思いますが、人数について男女別、年齢別に状況の把握などしてありますたらお願いするところですが、もし今後の対処の仕方や考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 認知症についてお答えいたします。

認知症とは、一たん正常に発達した脳に何らかの原因で記憶、判断力などの障害が起き、日常生活がうまく行えなくなるような病的な状態をいいます。原因としましては、アルツハイマー病や脳血管障害によるものが多く、高齢者の方に多く見られますが、単なる物忘れとは違ってれっきとした脳の病気であり、認知症の症状は本人はもちろん、周囲の人たちも気づかないところで徐々に進行しながらあらわれ

てきているところでもあります。市内における介護認定を受けている方々のほぼ半数に当たる約400名が、軽度なものを含めて認知症の症状があるものと推測しております。市内の介護施設等に入所されている市民の方々では、男性では60歳代で4名、70歳代で14名、80歳代以上では33名の計51名、女性では60歳代で8名、70歳代で16名、80歳代以上では137名、計161名の方々が認知症とされています。また、当課の地域包括支援センターが65歳以上で介護認定を受けていない市民を対象として現在3年計画で実施している介護予防事業の2次予防事業対象者把握事業における基本チェックリスト調査では、認知機能が低下しているおそれがあると見られる方々は現時点での調査済み者約1,500名の38%程度となっており、その方々は将来的に認知症の症状があらわれてくる可能性があるものと思われております。

認知症の発症原因のおよそ2割を占める脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などの脳血管障害の場合は、高血圧や高脂血症、さらには肥満などへの対策をとることが予防には有効であり、また認知症の半数以上を占めるアルツハイマー病でも生活習慣病対策により発症のリスクを減らすことができるとされていることから、食事や運動、睡眠など生活習慣に気を配ることで認知症になりにくくするとともに、認知症の発症や進行をおくらせることができると言われております。今後におきましても認知症の予防のために生活習慣の改善や運動習慣の普及啓発を進めてまいります。また、認知症の方々への理解と支援を目的として平成20年より認知症サポーター養成講座を開催し、現在269名の市民の方々が講座の受講を修了し、認知症サポーターとなられています。今後も認知症に対する理解が進み、認知症の方々及びその家族への支援につながるよう引き続きサポーターの養成に努めてまいります。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 予想以上に症状があらわれている人たちがたくさんおりまして、驚

いております。

それで、家族がプライバシーの維持のために表に出していない世帯、それで家族が困っている場合についての対応についてはどう考えておるのでしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 2次予防対象者把握事業における基本チェックリスト調査の未提出者に対し、戸別訪問による調査を行っておりますが、中には認知症などにより回答ができない方もいますので、そのような方には保健師が訪問をし、必要に応じて介護サービスに結びつけており、また地域の民生委員や町内会などから心配な方がいるとの情報が入りますと、地区担当となっている保健師が同様に訪問し、支援を行っているところでもありません。いずれにしましても、認知症の方々の把握には難しい問題もありますが、認知症は脳の病気であるということを理解いただきながら、家族からの情報はもとより、民生委員や町内会、さらには認知症サポーターなどからの情報により必要とする支援を引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 詳しいご答弁ありがとうございました。また、サポーターの方も269名もいるとのことでありまして、心強い限りであります。今後も一層頑張ってください。これでこの件に関しての質問は終わらせていただきます。

それでは、大綱2、薬物の乱用防止について、①、脱法ドラッグの危険性と対策について。脱法ドラッグとは、麻薬や覚醒剤等の法律で禁止する成分とは異なるために合法、脱法と言われることもあり、法律に基づく取り締まりの対象になっていない薬物のことであり、厚生労働省では違法ドラッグと称しているとのことでもあります。脱法ドラッグは、口から摂取するタイプや鼻腔から吸入するタイプがあり、中枢神経に作用し、酩酊、多幸感、幻覚などの向精神作用を起こし、麻薬と同様の効果を持つため犯罪に悪用されたり、乱用による死亡事故を招くことも

ある危険なものです。平成19年4月、厚生労働省では薬事法を改正し、取り締まりを厳しくいたしました。が、薬事法への解釈が曖昧なため、現在でもアダルトショップやインターネット上で販売されているようであり。販売価格も比較的安く、その気になれば誰にでも簡単に手に入るよう。で、使用者についても年々低年齢化しており、ある調査によると現在脱法ドラッグは中学生の15%が入手可能と言われているとのこと。であります。中高生が突然ビルから飛びおる等、意味不明の死亡事故が発生したり、薬物乱用による酩酊運転で交通事故を起こすなど、時折新聞、テレビでの報道もあるわけ。です。今月6月11日の新聞でも愛知県で脱法ハーブを吸って車を運転し、女子高生をはねて死亡させたとして脱法ハーブ危険運転初認定となり、懲役11年の判決を受け、脱法ハーブの影響による交通事故は各地で相次いでおり、既に京都地裁判決などで危険運転致死傷を認定するケースが出ています。脱法ドラッグの乱用が中学生までに及んでいきますと、将来への麻薬使用の入り口などと言われており、行く末は廃人となるか、犯罪多発の原因ともなるわけで、大きな社会問題にもつながっていきます。当市や近隣市町村の取り組みではどうなっているのか、もし把握していれば教えていただきたいと思。います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 脱法ドラッグとは、ご質問にもありましたように麻薬や覚醒剤と同様に多幸感や快感などを高める目的で使用される化学物質や植物などのことで、麻薬や覚醒剤とは異なり、法律で所持や使用、譲渡等が禁止されていないため合法ドラッグとも呼ばれていましたが、現在では法の規則の間をすり抜けた薬物ということで脱法ドラッグと呼ばれております。脱法ドラッグは、麻薬や覚醒剤などに至るゲートウエードラッグ、いわゆる入門薬とも言われ、麻薬や覚醒剤に類似した化学構造を持っており、依存性や精神荒廃など脳に強いダメージを与える可能性があります。また、覚醒剤によって生じる精神錯乱、妄想や強迫観念から

家族、友人やかかわりのない人にまで危害を及ぼす可能性が高い危険な薬物でもあります。

脱法ドラッグ等の麻薬乱用防止につきましては、国において成分構造の似た薬物を一括して薬事法で規制できる包括指定を本年3月から実施し、輸入、製造、販売が規制できる薬物の種類が約10倍に拡大したため、取り締まりが一步前進すると期待されていたところでありましたが、早くも包括指定に含まれないような成分をかえた薬物が売られ始めており、イタチごっこが続いているような状況にもあります。薬物乱用防止対策につきましては、市町村事業としては実施してはおりませんが、北海道が行う対策事業としまして国及び道、さらには警察などの関係機関が連携して薬物乱用防止対策北海道推進本部を設置し、その中で赤平にも北海道薬物乱用防止指導員として有識者の方2名が北海道知事より委嘱を受け、学校において生徒への薬物乱用防止に向けた指導と講話の実施、イベント及び街頭において各種啓発活動などの実施など、薬物乱用防止に積極的に取り組んでいただいているところでもあります。市としましてもホームページや広報紙などを活用し、薬物乱用防止を広く市民に訴え続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 細部にわたるご答弁ありがとうございます。これでこの件に対しての質問終わらせていただきます。

続いて、また教育などを通して子供たちに予防対策として脱法ドラッグの危険性を訴えるとともに、子供たちにも指導していかなければと思うところですが、薬物乱用防止対策につきましては指導員の資格を持っている同僚議員も学校を中心に啓蒙活動を行っているようですが、教育委員会を通しての薬物乱用防止対策の考え方についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 教育の場での児童

生徒への指導についてのご質問ですが、全国各地で禁止薬物等による逮捕事案の発生と近年インターネットの普及の影響ですか、比較的手に入りやすい状況にあることで道内でも未成年者による事案が発生し、若年層への影響の兆しを見せているところから、市教委としても重く受けとめております。そのため、文部科学省からも道教委を通じまして子供たちが薬物に手を染めないように違法薬物使用防止のための講習会の利用などの通知も受けているところです。脱法であるか否かにかかわらず、それらの薬物、いわゆる違法な薬物が心身に与える深刻な影響、その行為の違法性及び社会的影響について適切に指導する必要があるとの認識から、市教委ではこれまでも生徒による違法薬物の乱用を防止するため中学校において、また高校でも実施していると聞いておりますが、警察署や医師会、薬剤師会などの専門家、特に本市ではライオンズクラブ様の協力もあり、薬物乱用防止教室を開催してその防止に努めているところです。幸いにして赤平での児童生徒による事案はありませんけれども、それに油断することなく、そのような施策等を継続的に行いましてその防止に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 中学校の3年間の中で1度の講習と高校に入学してからの講習で、一番精神が、心が多感な時期での講習だと思います。今後ともそういういいことは続けていってほしいと思います。

これで私の質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序3、大綱1、福祉行政について、2、モラルに関する条例の制定について、3、公共工事労務単価について、4、公営住宅整備について、5、教育行政について、議席番号6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして、質問させていただきますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

件名の1、福祉行政について、①、保育所保育料の減免支援について伺います。この案件につきましては、本年3月に市民からいただいた相談の中からでありまして、家庭の事情でゼロ歳の子1人を連れて実家である赤平に越してこられて、働きながら子育てしようと保育所にも入れたのですが、保育料が給料との兼ね合いで生活が困窮するといったことで相談されました。現在の条例規定では、前年度分の所得税世帯とあるのは前々年分の所得課税世帯とするとありますが、子供が生まれることは産休があり、そして育休があるとすれば前々年度に所得があっても産休や育休で約1年間仕事を休むわけですから、前年度の所得は減収になりますし、その中で家庭状況が変わり、親子2人になればこれは本当に生活も大変になると思いますので、このようなケースの場合は保育料の減免など考えてあげられないものでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

市立保育所の保育料につきましては、保育所設置条例施行規則に基づき保護者の前年の所得によって決定をしています。具体的には、保育所を利用される年度の前年の1月から12月までの総所得に対して支払った所得税額や前年度の市民税額によって保育料を決定しています。当市の保育料の減免制度についてのご質問でございますけれども、現行の減免規定では災害その他特別の理由により保育料を納付することができない場合、減免額は市長が別に定めるとしておりますが、過去にこの条項を適用した事例は保護者が自己都合ではなく、会社の倒産やリストラにより失業した場合に限り復職までの期間保育料を全額免除したことがございますが、それ以外の適用事例はございません。今回議員がご指摘のケースにつきましては、ご家庭の都合により実家のある当市に転入をし、前年度より著しく所得が減ったということでございますが、管内の近隣自治体に減免規定について問い合わせをしましたところ、このよう

な場合の適用規定はないとのことでありました。ただし、道内では札幌市や白老町で自己都合を除く失業や疾病などにより世帯の所得が前年と比較して6割以下に減少したときなどを対象としまして保育料の減免制度を設けておりましたので、本市としてもこうした制度を参考にしながら減免する場合の基準について検討していきたいと考えています。また、総合計画の後期実施計画の策定期を迎えておりますことから、昨年から立ち上げましたプロジェクトチームでさまざまな視点から子育て支援策を検討し、赤平版子ども・子育て会議に諮ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 社会状況の変化など含めて若い世帯の中では、自分の不作為によるものではない理不尽な結果を招く事柄が現在では多くなってきているように私は感じているわけでありまして、その中でも何とかして子育てしながら自立しようとしている方々を行政としても支えていただきたいと願うものでありまして、お答えにありましたように道内の自治体でも取り組んでいる減免制度を参考にしながら、基準について検討するということではありますが、ぜひ困っている方が現在本市におられますので、救っていただきたいということの上で、しつこいようですが、速やかにお願いできますでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 先ほど申し上げましたとおり、減免制度を実施しております自治体の制度を参考とさせていただきながら、本市としての客観的な判断基準を速やかに検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 よろしく願いいたします。

では次、②の介護マーク導入について伺います。外出先で認知症や障害のある人たちを介護していることを周囲に知ってもらうために、介護中のマーク

を普及させる取り組みが各自治体で広がりつつあります。マークは、介護中の文字を両手で支えるデザインで、緑とオレンジの2色が使われていて、縦が約7センチ、横が約10センチで、紙に印刷してカードホルダーに入れて介護者が首から提げて使用するようでございます。この取り組みは、静岡県が作成し、昨年4月から介護マークの名称で県内に配付したのが始まりのようでございますが、きっかけは2009年に認知症の奥様を出先でトイレに連れていった際、不審者と間違われ、警察に通報される体験をしたそうでございます。また、認知症の場合周りの人から見ると介護をしていることがわかりにくいので、このため誤解や偏見を持たれることがあり、介護中であることを示すマークをつくってほしいとの要望が介護家族から上がったようであります。公益社団法人認知症の人と家族会は、昨年介護マークを全国に普及するよう厚生労働省に要望し、これを受け、厚労省は昨年12月に各都道府県に対し管内の市町村に周知するよう事務連絡を出すなど後押しをしておりますが、本市としての対応を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 介護マークの導入についてお答えいたします。

介護マークにつきましては、介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくため静岡県で考案され、平成23年4月から配付する取り組みが行われ、道内でも昨年以降8市町村で取り組みをされているようでございます。高齢化の進行等に伴い、介護を必要とする方が増加している中、また認知症などの高齢者を家族が介護中であることを周囲に理解していただくために介護マークの普及が推進されているものであります。本市におきましても介護マークの普及啓発に当たり、近々ホームページに介護マークを掲載し、ダウンロードし、活用できるようにする予定です。また、要介護者の介護計画を作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーを通じて介護マークのニーズの調査を行い、必要とする

方々には介護マークをお渡ししたいと考えています。また、本来であれば介護マークを着用してなくても周囲の方々が理解し、さりげない気遣いができる社会であるべきで、多くの赤平市民はそういった気遣いができているものと思っております。市としましては、介護に対する理解を市民により深めていただくよう引き続き努力をしております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ介護マークの周知について多くの市民の方々がわかるように実施していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

次、大綱2のモラルに関する条例の制定について伺います。安心、安全分野とまちの美化分野について、アとイは関連しますので、一括して伺います。私たちは、日常の生活で安心と安全が確保され、心身ともに豊かに暮らせるのではないかと考えておりますが、その一方では今現在でも歩きたばこ、車両やバイクの暴走行為、自転車の無謀な運転などもございます。また、まちの美化分野では、飼い主不明の小動物のふんや飼い主のモラルが問われそうな行為では犬の首輪を外しての散歩やふんの後始末がされていないということなどがございます。また、飼い主のいない猫対策などもございます。さらに、ごみや空き缶のポイ捨てにつきましては、常に集中的に捨てられ、散乱している場所がございますし、さらにどう見てもごみとしか見えないものも集積させて見苦しい状態になっているところもございます。行政としても何らかの指導はしているとは思いますが、そのままの状態でございます。こうした行為は、日常の生活環境のモラルが問われることでありますので、行政指導の裏づけとなる条例の制定が必要になるのではないかと考えておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） お答えいたします。

モラル、とりわけ道路、公園等公共の場所の清潔

の保持につきましては、赤平市の廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例第41条で「公園、道路、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸い殻、その他の廃棄物を捨てたり、飼育する動物のふんを放置すること等により、当該公共の場所を汚してはならない」と規定しているところですが、残念ながら議員ご指摘のとおり道路や公園などの公共の場所でのごみも見受けられます。行政といたしましても市の広報で犬のふんの始末を初め、公共の場所の清潔保持について啓発を行ってきておりますが、本年は先日町内会などの関係機関の協力によってあかびらりパー&ロード愛護（ラブ）実行委員会の主催で開催されましたクリーンナップあかびらが行われたところでございます。しかし、空き缶や吸い殻の投げ捨て、小動物のふんなどなかなか改善されないのも実態であります。ポイ捨ての防止等につきましては、市民一人一人のモラルによるところが非常に大きいと考えており、この問題につきましては広報やホームページでの啓発はもちろん、さらに今後は市民と協力しながらきれいなまちづくりを推進していくため、違反者に勧告、命令、公表していく自治体や罰金や過料を科す自治体もあるようでございますことから、他市町の条例の内容やその取り組み等につきましてその実効性も含めて調査研究を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまお答えいただきましたけれども、きれいなまちづくりを推進していくにはまさに市民一人一人のモラルによるものだと思います。他市町の条例内容や取り組み等、実効性も含め調査研究をしていくということでもありますけれども、現在当市では空き家対策の条例制定に向けて取り組んでいるということでもありますから、まちの美化分野に向けてもかかわりがあるかと思っておりますので、同時進行も視野に入れていくべきだと私は思います。

また、飼い主のいない猫対策では、猫の繁殖によ

って不快な地域環境も生まれつつあるのも現状であります。2012年、動物愛護法において動物の愛護及び管理に関する法律が改正されております。施行は、本年9月1日でございます。法律の目的は、人間のための法律から動物もともに生きる法律へという内容でありまして、第7条の4では動物の所有者はできる限り当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならないということで、さらに逸走、逃げ出すことですね、の防止や繁殖防止措置なども盛り込まれておりますので、今後の当市モラル条例制定を進めていただく上で法律の条文が生かされるように取り組むべきと思いますが、再度お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） ただいまのご質問の件につきましては、今後調査研究する上で参考にしてみたいと思います。ご理解よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 よろしくお願いたします。

次、大綱の3、公共工事労務単価について伺います。①の当市の建設産業の現状認識について伺います。国において平成25年度の公共工事労務単価は、技能労働者の減少等に伴う労働需要の逼迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底を図る観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定することがその背景にあるものと思います。内容を見ますと、結果として単価が前年度と比べ全国平均で15.1%で、道におきましては17.5%の上昇となっており、こうしたことにつきましては極めて意義のあることと思っておりますが、そこでこのような労務単価の設定となった当市の建設産業の現状等についてどのような認識をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 当市の建設産業の現状と認識についてお答えさせていただきます。

公共事業につきましては、2000年ごろから顕著になった公共事業の削減を受け、業界全体で縮小傾向が続いていた現実があり、道内の2011年度の公共事業費はピークであった1990年度の半分以下、就業者数も1990年代ピーク時の約6割まで減少している状況にあります。そのようなことから、競争入札における過度な競争による低落札の件数が多くなり、契約内容に適合した履行確保の観点から、また建設産業を取り巻く環境が極めて厳しい状況を鑑み、建設業が地域の雇用を確保し、持続的に発展することができるよう適正価格での契約を推進する観点から、国においては低入札調査基準価格の引き上げ等の対策を講じてまいりました。さらに、今年度は建設業就業者の雇用の確保や入札不調の増加への対策として、労務単価の引き上げも実施されたところであります。本市においても平成12年度には16億円程度であった普通建設事業費が、財政上の問題もありましたが、平成20年度は6億円程度と、また建設業従事者も国勢調査においては全就業者に対する割合として平成12年度には13.9%であったものが平成22年度では9.3%と減少しているなど厳しい環境となっており、数年前には低落札による受注も発生しておりましたことから、国と同様に低入札調査基準価格の引き上げや現場代理人常駐義務緩和など適正受注への対策や受注機会の拡大を図ってまいりました。建設産業は、社会資本整備や豊かな自然の保全、安全な生活を支えるなど重要な役割を担っており、地域の雇用と経済を支える基幹産業ともなっておりますことから、本市においても重要な産業であると認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 本当に公共事業の縮小については、機材も人も減少するというところでまちの衰退にも影響し、お答えにもありましたように地域の雇用と経済を支える基幹産業として重要との認識を示していただきましたので、今後におきましてもまちの発展に行政として後押しをよろし

くお願いしたいと思います。

次、②の道の特例措置と建設業団体への要請について伺います。まず初めに、道の特例措置について、今回の労務単価の大幅な上昇を踏まえ、道は国の取り扱いに準じることとし、維持管理業務等の委託業務を含め特例措置の対象としておりますが、この点の当市の取り組みについて伺いますし、さらに内容や手続等について速やかに周知徹底を図る必要があると思いますが、対応につきまして伺いたいと思います。

また、技能労務者の適切な賃金水準を確保するためには、工事を受注されている元請や下請などを含めた建設業界全体の適切な取り組みが重要ではないかと思えます。したがって、今回の見直しの一層の実効性を確保するためにも関係団体への要請等についてのお考えを伺います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 道の特例措置と建設業団体への要請についてでございますが、国土交通省は建設投資の減少に伴いダンピング受注の激化と下請へのしわ寄せによる技能労働者の賃金低下を防ぐため、技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映させる平成25年度公共工事設計労務単価を定めたところであります。道内の公共工事設計労務単価につきましては、主要12職種の平均上昇率が約16.4%、全職種単純平均が約17.5%と大幅な引き上げとなっており、全国全職種平均の15.1%を上回った上昇率となっております。また、国土交通省では、今回の大幅な引き上げにあわせて建設業団体、公共発注者及び民間発注者に技能労働者への適正な水準の賃金支払いについて要請する通知文書を出すなど、周知徹底を図っているところであります。今回の労務単価引き上げに伴う国や道の特例措置として、平成25年3月中に入札を行い、契約が4月1日以降になる工事につきましては発注者が平成25年度公共工事設計労務単価で予定価格を再び積算し、その金額に当初計画をした際の落札率を掛けて算出するものでありますが、本市においては該当するよ

うな工事はありませんでした。また、関係団体への要請等につきましては、国土交通省による建設業団体等への周知等に基づき、地元建設業協会へ適正価格での工事受注や技能労働者の適正な賃金等について要請してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまのお答えにありました、まず初めに主要12職種を具体的にお示しいただきたいと思えますし、さらに道が行った特例措置は当市では該当するような工事はなかったということにつきましては理解いたしました。工事発注の際に労務単価の上昇が反映されているわけでありますので、工事を請け負う業者に技能労働者への賃金等が適切に実施されるようきめ細かく対応されることを期待いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、主要12職種、お願いします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公共工事設計労務単価の主要12職種でございますが、設計労務単価として国土交通省より定められております全50種の職種のうち主な職種として位置づけられているもので、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、特殊運転手、一般運転手、型枠工、大工、左官、交通誘導員の有資格者とそれ以外の12職種となっております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ありがとうございます。

それでは、大綱の4、公営住宅整備について伺います。①、今後の公営住宅のあり方についてでありますけれども、公営住宅の整備につきましては老朽化に伴い当市も建てかえなど現在進められてはおりますけれども、年間の建てかえ戸数を見ますと文化的な生活環境を望んでいる方々が入居できるほどの戸数ではない状況にあります。また、築40年以上の団地などの空き家戸数の多い地域の集約なども勢い

進めなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。さらに、高齢化とともにひとり暮らしの方々も増加してきておりますことから、孤独死などの現状もございます。一方では、少子化対策から子育て支援といった考えは、行政全般ではさまざまな施策を考え、進められておりますが、公営住宅と子育て世帯の環境ではどうでしょうか。私は、高齢世帯、子育て世帯も現在のニーズに合ったサービスという付加価値のついた公営住宅などを意識してもよいのではないかと考えております。そこで、今後の公営住宅のあり方について、こうした状況の中どのように進められていかれるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今後の公営住宅のあり方についてでございますが、公的住宅の整備につきましては住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画を基本に団地の集約や戸数の縮減と建設コスト削減を図りながら、高齢者等に配慮した住環境整備に努めているところであります。また、これまでの市営住宅の建替事業等による集約状況につきましては、平成元年には管理戸数3,330戸であったものが平成24年度末では2,623戸と707戸、21.2%の戸数の縮減を図ってまいりました。現在進めております建替事業としましては、福栄地区につきましては65棟574戸を除却し、8棟279戸の建設と管理戸数を半減しており、新春日地区では14棟70戸除却し、今年度8戸の建設を含めて3棟32戸の建設となっております。今後は、現計画では新春日地区の建てかえのめどがつかましたら吉野団地に着手し、旭団地、緑ヶ丘第三、第四団地、若草団地など全70棟304戸を70戸程度への集約建てかえにより、風呂なし住宅の解消を目指しております。また、既存住宅の長寿命化改善事業につきましてもこれまで5団地の水洗化、2団地の屋上防水と配管類改善、3団地の屋根改善、2団地の外壁改善、その他椅子式階段昇降機も1団地に設置しております。今年度は、日の出団地の屋上防水、外壁改善と宮下東団地の外壁改善、新光東団

地の屋根改善を実施してまいります。

これまでの高齢者世帯への対応としましては、平成元年からシルバーハウジングの建設を進め、これまで4団地132戸を建設しており、子育て世帯への対応としましては子育て世帯向けの市営住宅の活用や子育て世帯の環境にも配慮した住みかえ要綱の見直しなども行っており、さらに地域主権改革に伴い市営住宅の入居収入基準を他自治体では余り例のない子育て世帯や若年夫婦世帯への裁量世帯範囲拡大への見直しも実施してまいりました。しかし、今後急速な高齢化や少子化のさらなる発展等によるライフスタイルの多様化に対応した住宅ストックの形成は、大変重要な課題でありますので、来年度に策定します住生活基本計画において建替事業含め、高齢者世帯、子育て世帯へのどのような有効な方策があるか検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 答弁では、これまでの公営住宅の施策について詳しく述べていただきましたけれども、変化する地域社会の住民のニーズに合った住生活基本計画を来年度に策定することとありますけれども、公住もサービスといった付加価値を意識した取り組みをしていただけるものと期待いたしますので、よろしく願いいたします。

次、②のPPP、PFIの取り組みについて伺います。これまでも伺ってまいりました公民連携の手法の一つであります。政府の経済再生、成長戦略にも位置づけされ、またこのたび安倍総理はPFIを進めていくと記者発表もされました。表題のPPP、PFIの取り組みにつきましては、1992年にイギリスで制度化され、実績のある手法であります。日本での動きが鈍い状況にありましたが、去る5月24日、衆議院第一議員会館の大会議室において「今後の公営住宅整備・支援の方向性とPPP・PFIの推進について」という内容の講演会があり、興味がありましたので、行ってまいりました。主催は、

社団法人国土政策研究会と全国地域PFI協会、建設情報技術センターが官と民のパートナー役として企画し、開催されました。当初は110人の定員でありましたが、参加者の申し込みが多く、会場を移し、当日は約300人を超え、注目度が増してきているようであります。参加者は、行政関係者、民間業者、議員などでありました。この企画の考え方として、国土交通省、地方団体、民間の連携によって今後の住宅セーフティーネット施策の方向性について住宅総合整備課長さんの講演がありました。その中では、公営住宅も賃貸住宅で、しかも民間と違い、空き室リスクが少なく、民間は入居率を上げるために相当な努力をしているのが現状で、公住も管理者の論理が先行していて永住性やサービスのマネジメントがされていないと指摘されておりました。

私なりに感じたことは、PFI手法の取り組みでは国からの補助金は45%の補助率で、土地については市有地を使い、残りは家賃収入で20年から25年かけて償還していく考えでありまして、自治体負担はゼロということになります。そこで、現在のように公住施設を管理するといった概念より、子育て、高齢者1人世帯なども含めサービスを提供するという付加価値をどうマネジメントしていくのが大事になってくると思います。PFI手法の取り組みは、今後当市にとって必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの取り組みについてでございますが、全国的に高度経済成長期に数多くの公共施設が建設され、2010年以降にこうした建物の建てかえや維持修繕が集中してくるによって国も地方も財源不足が生じるため、公共施設等の整備の一つの手法として国はPPP、PFI事業を推進しております。特にPFIに関しましては、平成23年6月の改正PFI法の公布によって対象施

設の拡大が図られ、公営住宅から賃貸住宅に改正されたことによって公営住宅、特定公共賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅、地方住宅供給公社等が整備する賃貸住宅が対象施設に位置づけられ、またPFI事業者がPFI施設と民間収益施設とをあわせて整備する場合に行政財産の貸し付けも可能になりました。国土交通省の社会資本整備総合交付金活用による地域優良賃貸住宅の建設をPFI方式で事業を進めている事例はあり、PFI事業者の住宅の設計施工を行い、所有権を公共側に移管した上で事業者がその住宅の運営を25年間行うというBTO方式で、またこれまでのPPP、PFIによる公営住宅整備事業は全国で40件事例はありますが、北海道内での事例は実績はない状況にあります。

公的住宅等整備にPFI事業を導入する場合のメリットとしては、民間のノウハウを活用でき、質の向上やコスト削減等が期待でき、PFI事業者が国の交付金を受けて、残る財源を事業者自身が家賃収入をもって賄えるとするれば、市の負担は全く発生せず、市有地を貸し出すのみということになります。また、国の交付金以外の財源をPFI事業者が負担し、国が一括または分割で事業者へ支払うような場合は、結果として借金と変わらず、市で借りの場合と事業者が借りの場合のどちらの利息が安いということになりますし、公債費に相当する支出でありますので、いずれも財政指標の実質公債費比率に係ってくるということになります。

PFI事業者の核となると思われます建設業関係者とは、これまで赤平建設業協会との研修会や懇談会を各1回開催しておりますが、現時点では協会側としては余り関心を示していない状況にあります。国はPFI事業を推進しており、公営住宅整備等においても有効な手法と思われませんが、まだまだ導入実績の割合は極端に少なく、相当手続が煩雑であったり、特に地元企業に対するリスクは生じないかなど、行政側としてももっと研究を重ねなければ判断がつかない非常に難しい事業手法でありますので、慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 リスクなどを含めて非常に難しいというお答えでございますけれども、まず当市は過去に炭鉱で栄え、人口も約6万人近くなったまちでございます、公営住宅が多い地域として顕著にあらわれております。その中で今なお居住環境が文化的ではない状況をできるだけスピード感を持って解消すべきと思っております。国におきましても老朽化している公住の建てかえを公民連携でと打ち出してきているのは、時代の流れになってきているからと察しますので、道内にまだ事例がないのであれば、当市が第1号になればいいのではないのでしょうか。さらに、当市行政としても民間の力を引き出していくためにもよきパートナー役となって市民の公営住宅に求めるニーズをマネジメントする、そういうような最善に努めていただきたいと思っておりますし、期待もしたいと思っておりますが、しつこいようですが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 先ほどお答えいたしましたように、公的住宅の整備につきましては住宅マスタープラン等を基本に建替事業等を進めておりますが、財政事情等により事業進捗は当初計画よりおこなわれている状況にあります。そのようなことから、事業の進捗には国が推進しておりますPFI事業は有効な手法であると思われませんが、現状では実施に向けては相当検討を要するものであります。いずれにしましても、PFI事業を進めるにはどのような効果があるのかを十分検証しながら、本市の今後の公的住宅のあり方や財政状況及び地元建設業者の現状などを考慮した中で検討しなければなりませんので、住生活基本計画策定においてもそのような点を含めて検討してまいりますので、ご理解いただきたいをお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 何度もしつこく済みませんでした。よろしく願いいたします。

さらに、今回のPPP、PFIの講演会において出されたものの中に今後公民連携住宅整備自治体連絡会、仮称として本年9月下旬に設立されるようであります。活動内容として、補助金、交付金、法改正動向などの最新情報共有、そして解説をする、制度改正に向けた要望の取りまとめ、また公民連携手法に関するノウハウのご提供、公民連携の事例研究、相談会、公民連携事例のある自治体現地視察などなどでございます、時期としては本年9月下旬に発起人会の開催を予定しているということであります、会費はうれしいかな無料だそうでございます。ぜひこういったところにも会員となって今後の公営住宅整備に情報の収集やそういったことに当たっていただきたいと思いますと思っておりますけれども、そういったことを踏まえて当市のまちに寄与できれば幸いですと思っておりますので、この点いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今後検討を進める上で、補助金等を活用した定住促進施策等の情報の共有等を目的とした今言われました公民連携住宅整備自治体連絡会の参加についても今後の設立状況などを見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひよろしく願いいたします。お互いに何についても勉強が大事でありますし、情報を得ていくということは重要なことですので、よろしく願いいたします。

次、大綱の5、教育行政について伺います。①、平成25年度全国学力・学習状況調査について伺います。4月24日に小学6年生は国語、算数で、中学3年生は数学と国語の2教科で4年ぶりに全校調査が行われました。テストは、基礎知識を問うA問題と活用力を試すB問題に分かれていて、文科省は8月下旬をめどに都道府県別の平均正答率を公表するとされておりますが、道内では小中高合わせて1,756校が参加したようであります。07年から始まった学力テストですが、昨年度の中学国語Bで初めて全国

平均を上回りましたが、都道府県別では下位に低迷していて、家庭学習の時間も少ないなど課題が明らかになっているということでもあります。道教委は、来年度までに全国平均以上を目標に万全の体制で臨むよう市町村教委に異例の通知を出したほかに、保護者と児童生徒向けに初めてチラシを作成されたようでもあります。そこで、通知内容とあわせてチラシの内容についても伺いたいと思いますし、またどのように対応されたのか、さらに全道から見て当市の学力状況について伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 平成19年度から実施されました本調査でありますけれども、ことしで7回目を迎えております。ご指摘のように、今度の成績は都道府県別で下位に位置しております、そのため道教委では教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の趣旨を踏まえ、全国的な水準を目指して努力するとして、平成26年をめどに全国平均以上を目標に掲げて諸施策を打ち出しております。

そこで、ご指摘の道教委作成の保護者と児童生徒向けのチラシについてですが、4月24日の実施を前に配付の依頼が来たものですが、内容としましては児童生徒には北海道の調査結果が全国でも低位に位置していることをグラフなどで示しまして、「今こそ、君の本気を」とのタイトルで子供のやる気を鼓舞するようなものとなっております。保護者宛てには、同様に全国比較をした上で子供たちの家庭の学習が十分でないことを示すものとなっております。このチラシについては、文言が刺激的など一部批判があるとの報道もありましたけれども、本市としてはチラシには別に本調査に臨むに当たり、できそうな問題から取り組もうと、最後まで諦めずに回答しよう、時間配分を考えようとか、見やすい文字を書くなど取り組む姿勢についても語られておまして、また保護者宛てには調査に当たって子供に対して声かけをお願いするなどの文言があることから、それら総合的に判断して配付をしたところでありま

す。

次に、本市の学力状況とその取り組みについてでありますけれども、過去には全国レベルの学年もありましたが、総じて調査結果は余り芳しいものではありません。市教委では、道教委同様の趣旨から毎年の調査結果の分析で学力向上プランを作成して学力の向上に努めております。昨年調査結果を踏まえての学力向上プランでは、児童生徒の実態を分析しまして基礎、基本の定着を主眼に目標を設定し、市教委と学校が実施すべき改善内容を提示するものとなっております。これを基本に各学校ではその状況に応じて各校ごとの改善プランを作成し、対応するよう指示しているところです。また、本調査の結果については、毎年文科省からの結果通知が秋ごろになることから、本市では実施後直ちに学校において自校採点をし、各学校で状況分析を行い、早目に対応するようにしております。あわせて昨年夏休み、冬休み期間中の補習学習の実施、またチャレンジテストや過去の調査問題の活用などを行っておりますが、家庭の協力も含めた学力向上策が重要との観点から、家庭学習の勧めや規則正しい生活習慣、家庭での読書の取り組みなど、市教育委員会名において保護者向けの家庭学習の手引を各家庭に配付させていただいたところです。今後は、文科省からの正式な結果通知を受けて分析内容の微調整を行いまして、さらにその向上に向け施策を展開してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 議会初日に教育長の報告にもございましたので、お答えの内容につきましては理解いたしました。

もとより日本人は勤勉な国民性として言われてきた経緯もあり、日本人は昨今の学力・学習状況調査においてその基本が揺らぐようなことについては、勉強だけが人間形成にあって重要なわけではないと思っている私は一人でもあるのですけれども、ただ将来社会に出たときの生活には基本的な学力や活用力がなければ現実に厳しい状況になってくると思っ

ております。しかし、一人一人の置かれている家庭環境はさまざまございまして、その中にあって一たん学校へ行けば皆平等でありますので、市教委と学校の先生の職員や、また皆さんが共通認識に立って、その上で家庭学習においても児童生徒が学ぶことは楽しいというような環境づくりに全力を尽くしていただきたいと私は切に願っておりますので、この点についてさらに伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 勉強だけが人間形成に重要なものではないということは、理解いたします。しかし、勉強も必要であるということは否定できないと考えております。点数至上主義に陥ることは論外ですが、ご指摘のとおり誰もが望ましい生活習慣を身につけ、基礎、基本的な知識、学力を得ることがその後の人生で自立して生きるために必要なことと考えております。そこで、子供たちの置かれている家庭環境はさまざまであり、中には子供の学力にマイナスの影響を及ぼす場合もございます。ご指摘のように、学校では平等であるべきです。学力・学習状況調査では、点数ばかりが注目されておりますが、その向上策において平均点の傾向を分析することが大切と思っております。できる子をさらに伸ばすことでもありますけれども、公教育といたしましては基礎、基本の定着が重要であり、本市の学力向上プランでもそこに重点を置いて下位層の引き上げも目標の一つとしているところであります。学校においてもその目標のもと、読書活動の充実や放課後や長期休業中の補助的な学習機会の確保などを通じて個に応じた指導に努めているところであります。加えて教育は学校だけで行うものではありません。特に学力においては、学校での勉強を家庭において定着することが大切です。相互の共通認識のもとに学校と家庭が車の両輪のように作用し、子供の学力向上に寄与できるよう努めてまいりますので、ご理解、ご支援くださるようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 子供が置かれている環境、地域社会は年々大変厳しさを増しているのも現状と思います。情報も氾濫しております。そういう意味では、当市の児童生徒が健やかに育っていくために市教委の、また学校の先生方の現場の皆さんの力がなければいかんせんどうにもならないところもございまして、どうぞ今後におきましても全力を尽くしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって質問終わります。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、大綱1、使用料及び手数料について、議席番号1番、向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして、質問させていただきたいと思っておりますので、答弁よろしく願いいたしたいというふうに思っております。

初めに、大綱の1の使用料及び手数料についてであります。この使用料、手数料並びに諸収入などについては特定財源ということであらわれておりまして、予算書によりますと道路橋りょう使用料見込み額306万8,000円、住宅使用料2億9,109万1,000円、そのほか駐車場使用料等がありますが、支出のほうを見ますと特定財源から住宅関連では1億1,517万1,000円、あとは残りは地方債の返済に特定財源から1億7,000万円というふうに出ております。一般的にほかの企業会計につきましては、病院の診療報酬の中で病院会計の中で一部負担ということで明確でありますし、水道料金等は水道会計の中で営業収益等の中で収支が完結しておりますけれども、一般会計の特定財源についてはさまざまなものがありまして、片や農政予算でいいますとエルムダム関連では受益他市からの負担金が特定財源として入るし、フ

ラワーセンター費等では利用期間の実額費用が特定財源として入っているなどさまざまありますので、また市税収入、固定資産税を超える特定財源、約4億を超える財源がありますが、大半は住宅使用料が2億9,000万ありますので、そういうものでありますけれども、それらのことについてお聞きしたいというふうに思っております。

1番目の道路橋りょう使用料及び住宅使用料等の使い道についてお尋ねしたいと思います。初めに、その用途や使い道が限定されているのかどうかを聞きたいと思います。例えば住宅使用料は2億9,000万円ありますが、住宅管理費に特定財源から1億1,000万円となっておりますけれども、残りは住宅の債務の返済に使われているのか。また、公営住宅というのは福祉的な部分がありまして、民間住宅との単純な比較は無理かと思いますが、住宅使用料の決める額については国などで定められた範囲などがあるかと思いますが、この中に市の裁量部分というのはどの程度あるのかということをお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 道路橋りょう使用料及び住宅使用料等の使い道についてでございますが、土木使用料等の歳入につきましては決算確定後に国に提出をする決算統計のルールに従い、特定財源として充当しております。平成25年度の予算であります。土木使用料の道路橋りょう使用料306万8,000円につきましては道路橋りょう総務費へ122万6,000円を充当し、残り184万2,000円は職員給与費へ充当しております。また、住宅使用料2億9,109万1,000円につきましては、住宅管理費へ7,512万7,000円、職員給与費へ4,474万2,000円、公債費へ1億7,122万2,000円を充当しております。公営住宅等の家賃は、公営住宅法施行令により算定方法が定められており、国が設定した家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数を掛けたものに利便性係数を掛けて算出されておりますので、市独自の裁量に

て決定はできないものとなっております。ただし、入居者の収入が著しく低額であるなど特別な事情がある場合は、公営住宅法に基づき条例で定めた場合は家賃を減免することができることとなっており、本市においても条例にのっとり減免措置は行っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 要するに使用料についてはがんじがらめの規制の中でやっておるわけですが、それではこの使い道については、その使用料の、収入の、住宅使用料の、この債務の返済とか、どういう費用に使うとかいろいろ出ておりましたけれども、これについては定めとか縛りとかあるのかお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 住宅使用料等の特定財源につきましては、その性質により充当される経費が特定されている収入であり、公営住宅使用料はまず公営住宅の維持管理に要する経費として維持補修費、物件費、管理に係る人件費等に充当し、さらに余裕がある場合は住宅建設のために借り入れた地方債の償還財源とすることとなっております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 公営住宅のいろんな改善だとかあり方というのは、同僚議員も質問しておりますけれども、この住宅使用料で全てが維持管理、債務の返済ができておらないということになりますので、この不足部分というのは国からの地財措置というのが確約されてなされているのかどうかということでもちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 使用料で賄い切れない財源ということのお話でございますけれども、それにつきましては基本的には公営住宅に関しまし

ては住宅使用料をもって充てるということになっております。ただ、そのために地方交付税、そういったものの一応は自由度のある一般財源等についての措置ということにはなされてございません。そこで、公営住宅を建設する際には公営住宅事業債、この借金を受けておりますので、先ほど建設課長からもお話ありましたように充当の順位から申しますと公債費が一番最終ということになりますので、公営住宅事業債を借りているときは25年償還ということになりますので、その間についてはどうしても地方一般財源として措置しなければならない財源がふえるということになります。償還後においてはその後修繕等がまたかさんでくるということがありますので、一概には申し上げられませんが、建設当時の部分の一般財源相当額というのは、償還が返済を完了することによって一般財源は圧縮されるという形になってまいります。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 わかりました。

また、ほかの問題とも関連しますので、次に移りたいと思いますけれども、次は駐車場の使用料について、道路橋梁等になりますけれども、市民感覚からすると住宅使用料、駐車場使用料の中には維持管理や除雪のための経費として支払っているというような感覚を持っておりますけれども、住宅管理費には支出されておりますけれども、道路維持管理とか除雪予算にはないようには見えますが、この駐車場料でいいますと料金の設定というのはどのようになされているのか、駐車場使用料を例に説明していただきというふうに思います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 駐車場使用料につきましては、自動車を保有する方が敷地を占有することによる受益に対して適正な負担をいただくもので、駐車場整備費や維持管理費に必要な経費に固定資産税評価額に基づく地代相当額を加えたもので設定することとなっております、本市の使用料につきましては

市内道営住宅の使用料を参考に決定をしております。また、駐車場使用料は、特定財源として住宅管理費に充当されておりますが、駐車場使用料の2割相当額は駐車場管理委託料として自治会へ支出をしております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 整備された駐車場のみが駐車場使用料というのでいろんな経費でかかるので、集めておるといふことでありますけれども、一般的に軽自動車などは別にして普通自動車などは保管場所の審査がないと保有できないという、登録できないということがあります。整備された駐車場は当然ありますが、どのくらいの数があるってどのくらい利用されておるのかということをお聞きしたいというふうに思っておりますし、改良住宅などは以前からの慣習で空き地に駐車場を設けてそれぞれやっておりますけれども、ほかの市営住宅などに住んでいる方の自動車の保管場所の認可などについては市のほうではどのようになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 市営住宅の駐車場等の管理状況につきましては、有料駐車場としては現在8団地22住棟に594区画が設けられており、そのうち381区画が使用されております。市営住宅駐車場の車両の許可等については、市営住宅の入居者に係る車庫証明書取得に伴う自動車保管場所承諾書の交付について、有料駐車場を備えた団地の場合は駐車場の使用契約を交わした車両に限って、それ以外の団地においては例えば中層アパートなど専用駐車スペースを設けている場合は入居者が占有している区画において許可し、また長屋タイプの団地のように専用駐車スペースがない場合は住戸前に十分な駐車スペースがあり、近所の迷惑にならないと判断される場合においてのみ許可をしております。なお、承諾書交付後の管理につきましては、団地入居者ごとに整理保管することにより、同じ場所での二重交付が起

こらないような注意もしております。しかし、一方で車庫証明の取得を要しない自動車等は、保管場所承諾書の交付が必要でないなど、全ての把握は困難な状況にもあり、近隣入居者からの迷惑駐車や違法駐車などの苦情があった場合には職員が出向き、対応しておりますが、所有者の特定や排除などに警察の協力を要請する場合がありますことから、赤歌警察署との連携も強化しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 594区画で381という、60%ちょっとの利用率ということで意外に少ないなというふうに思います。それで、管理された381台が駐車場料金を払っているということでありまして、そのほかの市営住宅においては市有地を占有していながら要するに許可は無料であるし、駐車場料金も取っていないということであればそれから徴収するのか、また逆に整備された駐車場もやはりほかと同じように占有部分の車両保管ということであればそちらのほうを値下げしていくのか、これはどういうふうにするかはあれですけれども、公平の原則からいけば片方が無料で片方が有料ということを単純にはいかないのではないかというふうな気がいたしますので、今後検討していただきたいということで答弁は求めませんので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の社会教育施設の使用料等の使い道についてお尋ねしたいというふうに思います。1つは、「みらい」や総合体育館など社会教育施設は社会教育の振興などの大事な目的があるわけで、非常に安い料金設定がなされております。しかし、受益者負担の名目で使用料を定めているなどと思っておりますが、料金の設定だとか使用料の使い道について規定があるのかお教えいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 社会教育施設の使用料の使い道についてお答え申し上げます。

料金設定や使用料の使い道について規定があるのかどうかのことですが、使用料の使い道につきましては先ほど建設課長の答弁と同様に維持補修費、物件費、人件費、公債費の順番で充当することになっております。使用料の定め等についてですが、社会教育施設については財産区分上行政財産に当たりますが、赤平市行政財産使用料条例の第1条中別の定めのある場合に当たるため各施設の条例、規則により定められており、料金設定については近隣自治体の状況を踏まえ、赤平市民が利用しやすいよう利用料の設定をしております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 それぞれの施設の維持管理に使われておるということですが、ほとんど費用の10%に満たない使用料ということで、これは行政の住民サービスの事業の一つだというふうに思って社会教育の振興ということで大変いいことではありますが、予算などについては広報や説明会でわかりますけれども、市の公共施設については市民全体というよりその施設を利用する人がやっぱり一番関心があるのだと思います。そういうことで利用者に予算、決算の説明ができるようなことの、決算が終わったら市の公共施設にこの施設はどのような収支がありますということを利用者に周知することも大事ではないかというふうに思いますが、それができるかどうか。A4みたいな小さい判ではなくて、模造紙の半分ぐらいの形に収支を書いて3カ月ぐらい決算が終わったら張り出すというようなことができるかどうか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思いますが。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 各施設ごとの収支を張り出すことについてであります。ことしで4回目となります予算の使い方を全戸配布して各施設の年間予算や財源内訳等のお知らせを行っております。特に社会教育施設については、使用料等の占める割合が低いですが、健康増進や生涯学習の推進等

の公共性を持った役割も担っていることから、これ以上の使用料金の見直し等については考えていないところであり、住民懇談会などでも先ほどの資料を用いて説明を行っているところであり、これ以上の説明は難しいとは思いますが、全ての公共施設とのことです。市長部局の指示を仰ぎながら協議してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 こういう社会教育施設だけに限るとそういうことであるのですけれども、ほかの施設についても同様にやっていただければ、やはり市民の協働の意識だとか増すということにつながるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後検討していただければというふうに要望して終わりたいというふうに思います。

3番目に、次にごみ袋の値上げについてでありますけれども、先般の報道で中空知のごみ処理の関係からごみの処理手数料の値上げが報道されましたけれども、その中に4分の1程度を手数料として徴収したいというようなことが書かれておりましたけれども、赤平市におけるごみ手数料の徴収の考え方というのはどのようになっているのかお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 現在の有料化は、平成15年度の中空知衛生施設組合リサイクル稼働による現行の一般廃棄物処理体系が整ったことで開始しておりますが、その基本方針といたしまして住民負担の割合を処理に要する経費のおおむね25%としてございます。したがって、処理経費の4分の3は行政が、4分の1は住民の皆さんにお願いすることとして事業を進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

ちなみに申しますと、赤平市では平成15年度当初の率が26%強となっております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 そういうような考え方でいくと、稼働状況とか何かによって費用のかけ方が変われば数年ごとに改正されるというふうに思われますけれども、また同じごみの関係でいけば、じん芥処理費やし尿処理費の考え方もそういうふうな変動していくということで負担割合を固定されるということで理解していいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 仰せのように経年により割合が変動しますので、平成20年度からは皆さんと一体になってごみの減量化に取り組み、ごみ袋料金の据え置き、あるいは値上げ時期をおくらせるなどの方策をとってまいりました。このように変動する率をその都度ごみ袋代に反映させた経過は、現在までございません。ただ、著しい経費の変動や継続的な上昇、あるいは制度変更などが生じた場合には2市2町で協議をしながら率のバランスを検討しなければならぬと考えております。現在の状況を申しますと、処理経費が大きく増加しているという現実がございますほか、ごみ袋自体の製造原価が当初比1.5倍程度となっているなど、行政の負担率が上昇し、皆さんに負担をお願いする率のほう下が結果となっております。このことから、現在赤平市では平成15年度当初から11年間据え置きとなっているごみ袋の値上げについて検討いたしております。

なお、じん芥処理場費はごみ処理に要する経費に含まれますが、し尿処理費につきましては別項目でございますので、含まれておりません。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 これでごみ袋が値上げされるということになれば、相当な影響もあるかと思っておりますし、広域でごみを処理することになれば、広域でなくてもそういう場合もあるのかもしれませんが、近隣市町村とのバランスということを考えないことには、北空知では一部ご

みが市町村間で移動するというようなことがあったというふうに聞いておりますけれども、こういう安いごみ袋が高いごみ袋のまちだとかというのがバランスがあるとまずいのではないかとというふうに思いますが、そこら辺のことはどうでしょうか。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 議員さんご指摘のとおり、懸念される場所です。ごみ袋料金は、仮に値上げする場合であっても処理に当たって同じ施設を利用していることもございますので、中空知衛生施設組合内の2市2町におきましてはばらついた値上げはなじまないものと考えております。本件につきましては、先ほども申しましたが、今後コスト資料の精査や管内他市町の動静、加えて排出ごみ減量化のお願いなどについて随時委員会などを通じ議会の皆さんにご報告申し上げながら進めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 ぜひよろしくお願いたしたいというふうに思っております。

それで、中空知広域のごみ処理に関してですけれども、今要するに行政の効率化だとか、市がそれぞれ独自で持つよりも広域化でやるということが非常に各部分でだんだん拡大してきておりますけれども、広域の事業がふえていくということになれば、今度広域事業の行財政の効率化だとか、意見や監視の体制が市民からだんだん離れていってしまうのではないかと、見えにくくなっていきそうな気がいたしますが、広域のごみ処理の場合には意見や監視の体制というのはどういうふうになっているのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 市としてのかかわりの件でございますが、中空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合には議会がございまして、それぞれ3市2町、5市9町の首長や議員で構成されております。また、担当者や課長レベルによ

ります連絡会議等がございまして、毎月の処理状況やトラブルなどの随時報告がございまして、これらの中で調整してございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 そういう中できっちり市民の声といいますか、そういうものを伝えていける体制にさせていただきたいというふうに思います。広域になりますと議会も関与ができないというような部分も出てきますので、やはりそこら辺をこれから注視して広域体制というものをやっていきたいというふうに思っております。

最後にですけれども、私が予算、決算でもない時期にこういう質問をなぜしたかといいますと、予算の部分では一般財源、市債だとか国庫補助など、それから特定財源が幾らとか、どのような収入の見込みで予算を執行するといったようなことによって記載されておりますけれども、決算書を見ますと予算をどう使ったかという部分だけに注目されて、どのような財源をどういうふうに使った、その財源の収入については明確ではないのです。財源のそれぞれの総額というのは、決算書に出ておりますけれども、各項目ごとには予算書のように載っておらないわけでありまして、今回の9月の決算期において決算書の中に使用料とか負担金など、いわゆる特定財源がどのぐらい徴収されていたかという決算の項目を明記していただきたいということでありまして、各項目が多岐にわたりますので、その時期にいきなり資料請求をしたいというふうに出しても大変だと思いますので、決算書に記入されるかどうかということ、可能かどうかも含めて今から準備をお願いしたいという意味で質問させていただきましたけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 決算書に関する財源内訳を明示してほしいというお話でございますが、確かに予算の段階では財源内訳が確認できますが、決算時には財源の負担割合がわからないといっ

た状況になってございます。このため、現状の決算書並びに決算報告書のシステムや様式に加えるということは困難でございますが、別資料といった形で平成24年度決算から対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 ぜひこういふことを通じて、情報開示はどこまでもしてもいいわけで、ディスクロージャーといいますか、その中身がわかることによってまた市民理解が深まっていくのではないかと思いますので、よろしく願いたいと思います。

これによりまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序5、大綱1、市立病院について、2、教育問題について、議席番号7番、菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。ご答弁よろしく願いたいします。

質問をさせていただく前に、議長にちょっとお願いあるのですけれども、大丈夫だと思えるのですけれども、途中もし腰が痛くなって足がしびれたり、そういうようなときには座らせていただくかもしれません。見苦しい質問になるかもしれませんけれども、お許しを願いたいというふうに思います。よろしく……

○議長（若山武信君） はい、結構です。どうぞ今から座って結構です。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 はい、大丈夫です。よろしく願いたいします。

それでは、市立病院についてお尋ねをしたいというふうに思います。病院の廃棄物についてでございますけれども、病院内から排出される廃棄物には一般廃棄物、それから産業廃棄物、感染性の医療廃棄物と、この3つがあるというふうに思います。それらの3つの廃棄物の中でも特に感染性の医療廃棄

物、これにつきましては数年前に赤平の市立病院から排出された感染性の医療廃棄物が誤って赤平市のじん芥処理場に投棄されたと、そういう事実を耳にしたことがありますけれども、その管理や処分の方法について、これは誤ると重大な事故を引き起こすということになりかねません。あれから数年がたつて危機管理が薄れていては困ると。本当にこれは赤平だけの問題でなくて、どこの病院でもそうでありましょうが、やはりこういう重大な問題については繰り返し繰り返し議会で皆さん方の自覚を促すというか、危機管理を持つというか、そういったことでやっていかなければならない重大な問題であるというふうに思って今回の質問をさせていただきます。

そこで、市立病院から排出される今申したところの3種類のそれぞれの廃棄物の排出量、これはどのぐらいあるのかというのが1点。それから、それらの廃棄物の処理料金というのはこの近年、23年、24年ぐらいで結構でございますけれども、どのぐらいかかっているのだろうか。それから、それぞれの廃棄物が間違いなく資格のある業者が処理をしているのかどうかと、これは非常に大事な部分です。それから最後に、それらの業者がどういう資格を持った委託先に納めているのか、処分しているのかと、こういったことの4点に分けてご説明をいただきたいというふうに思います。よろしく願いたいします。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 病院の廃棄物につきまして排出量、処理料金についてお答えいたします。

病院での廃棄物の排出量と処理料金の実績につきましては、平成23年度実績で一般廃棄物が排出量9万9,930キログラムで、処理料金が99万9,300円、産業廃棄物が排出量1万1,430キログラムで、処理料金が14万8,580円、感染性医療系廃棄物が排出量8万1,960リットルで、処理料金が304万8,908円となっております。また、平成24年度の実績では、一般廃棄物が排出量9万8,040キログラムで、処理料金が98

万1,900円、産業廃棄物が排出量1万1,710キログラムで、処理料金が16万2,480円、感染性の医療系廃棄物が排出量10万7,718リットルで、処理料金が423万3,733円となっております。安定的に入院患者さんや手術件数を確保し、また近年の感染症予防対策の指導強化によりまして排出量は料金ともに年々増加する傾向にあります。今年度は、一般廃棄物、産業廃棄物、感染性廃棄物全てを合わせ492万円の予算を計上しているところであります。

また、それぞれの委託先は、一般廃棄物がリサイクルクリーン、産業廃棄物の一部が赤平市じん芥処理場、また産業廃棄物の一部と感染性医療系廃棄物につきましては株式会社北海道放射線サービスとなっております。なお、本業者につきましても処理の資格を持ち、古くからの実績を有している業者にあります。

以上です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕ただいまそれぞれの質問についてご答弁いただきました。私たちの家庭においては、一般のごみということなのでしょうけれども、事病院に関しましてはそれぞれのごみがこうやって、ごみと言ったら大変失礼な言い方で、廃棄物が出てまいります。その中で今ご答弁いただいていると、これはやっぱり病院としての物すごい努力だというふうに思います。私たちの家庭からもごみを少なくしようという運動を行っていますけれども、ごみを少なくするというには大変な努力が要ります。その中で今病院が23年度から24年度の実績の中で一般ごみの数量も減っている、それから支払う料金も減っていると、これは病院なりのそれなりのそれぞれの努力が実を結んだ結果だというふうに思います。産業廃棄物と感染性医療廃棄物、これについては産業廃棄物が微増、そして感染性の医療廃棄物がかなりふえています。廃棄物がふえればだめだよということには決して病院の場合はなりません。産業廃棄物や感染性の医療廃棄物がふえるということは、それだけ一生懸命仕事をした結果そうい

ったものがたくさん出てくるから、結局は医療収入が上がったり、そういった形の中で病院の場合は廃棄物の種類によって量がふえている部分の感染性医療廃棄物がふえているということはそれだけ医療が一生懸命頑張っているということです。我々の自宅からはごみがいっぱい出たら、何だ、うまくごみの処理もやっていないなということになりますけれども、病院については今お答えいただいた廃棄物の量を見ただけで本当に頑張っているなというふうに思います。

ただ、その管理の方法や何か間違えると大変なことになるので、廃棄物の量でもって非常に今の赤平市立病院の努力の結果がうかがわれるというふうに思っております。特に感染性の医療廃棄物、これらについてはその管理が非常に重要な役割を担っているとされますけれども、誰がこの部分の責任を持つてどのような管理を行っているのかということをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 廃棄物の管理方法についてお答えいたします。

廃棄物の管理は、全て管理課の施設係が責任を持ってその任務に当たっております。院内の各部署で分別された廃棄物は、回収された後一般廃棄物と産業廃棄物でスチール製のものなど不燃性のものと個人情報を含む可燃性のものと、そして感染性医療系廃棄物の4分類に分け、一般廃棄物、産業廃棄物は旧精神科病棟に保管し、感染性医療系廃棄物につきましては専用ポリ容器に完全密閉した上で別な倉庫に一時保管しております。一般廃棄物については、週3回リサイクルへ運搬しております。産業廃棄物の不燃性のものについては、週1回赤平市じん芥処理場へ運搬しております。また、個人情報を含む可燃性の産業廃棄物は、その処理の資格を有する歌志内市の株式会社北海道放射線サービスにて焼却処分しております。あわせて感染性医療系廃棄物につきましても株式会社北海道放射線サービスに処

理を委託しているところであります。今後も細心の注意を図りながら適切な管理と処理に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 ただいまの答弁の中で施設係が管理している、分別をして回収をしていると、旧精神病棟に保管をしていますよというお話がございました。この旧精神病棟は、誰もが今出入りできるような状態になっているかどうかということが1つ。

それから、もう一つは、別な倉庫に一時保管をしているというお話がございました。ここの棟についての感染性廃棄物等については、施設だとか、そういったものがかけられているのかどうかと、誰もがそこに行って感染性廃棄物を看護師であれば投げることができるのかどうか、この2点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 精神科病棟につきましても施設し、誰でも入れる形にはなっておりません。施設係もしくは医事係のほうから鍵を借りて入る形ということになっております。

感染性の別な倉庫に入れているものにつきましても鍵は施設係のほうで保管し、施設係以外は入ることができないという状況でそこに保管しているという状況です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 よくわかりました。誰もが出入りできない、あるいは鍵がかかっていますよということでもあります。いいことだと思います。それであれば、必ずそこに入る人、何月何日、どここの誰という記録を残していなければ、そういう記録をきちっとそのところに残すと、残していればそれでいいです。そういうことを切に望みます。いずれにいたしましても、一般家庭と違い病院の廃棄物管理には、特に感染性の医療系廃棄物には気を使い過ぎても使い過ぎるといふ、そのぐらいの注意をしないと安心だとか安全は保たれません。今

後も気を緩めることなく、重大事故が起きないように分別、そして確認というしっかりとした管理をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、外来患者の減少に伴う収入減少対策ということについてお伺いをさせていただきます。最近特に外来患者の減少に伴う収入減というのが目につきます。他の市町村から、例えば自動車学校の生徒がいろんな地域から赤平の市内を駆けめぐって自分の学校の生徒を、教習生を乗せて自分のまちに連れていくという、そういう光景がよく目につくというふうに思います。赤平市内を往来している車の中に芦別だとか富良野だとか、あるいは滝川だとか、そういったところから来ているクリニックだとか病院という、そういう名前の入った車が最近よく目につきます。皆さん方もお目にかかったことがあるというふうに思いますけれども、そのように非常に他市においてもそれだけ外来患者の獲得に必死になっているのだなというふうに思わざるを得ません。赤平市立病院においても職員や事務方の人たちが知恵を出しながら、いろいろなことを実行しているというふうに聞いております。入院患者が満たされているから、外来患者が多少少なくても今月の収支がいいからいいだろうと、こういうことにはならないわけです。病院の場合は、必ずそうしなければならないという、そう言いたいというところもありますけれども、企業にとってはだめなところというのは早期に治療するというか、早期に集中的に対策を急ぐという、そういうことが求められています。

そこで、赤平市立病院としていいものはいいのです。悪い部分の例えば当面数カ月間外来患者の減少している部分の中の歯どめをかける対策というか、そういった部分の収入減対策というか、そういったところをどのような対策をとっていかようとしているのか、あるいはとっているのか、そこら辺についてご説明をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 外来患

者の減少に伴う収入減少対策についてお答えいたします。

平成23年度より経常収支は黒字化となり、以降病院経営は順調に進んでおります。外来患者においてここ2年は減少傾向にありましたが、今年度は4月以降外来患者数も見込み以上に順調に確保されているところであります。しかし、この状況に甘んじることなく、今後の対策といたしまして新たな患者さんの確保が重要な課題と認識しております。その新患確保の方策といたしましては、今後も内科外来の予約外診療をより一層充実させるため、午前外来はもとより午後外来についても充実した体制を組んでいくよう努めてまいります。さらに、各健診の拡充が外来患者の増加につながることから、特に短時間で受診のできるスモール健診や国が進めている特定健診の拡大を積極的に進めてまいりたいと考えております。スモール健診につきましては、町内会、老人クラブ等への周知、特定健診につきましては内科外来横に特設の受付と検査窓口を設置し、それぞれ今後につながる新患及び新たな受診を確保すべき方策をとっております。また、透析医療につきましても現在実施している送迎サービスの継続と他院、他医療機関からの紹介患者を積極的に受け入れるなど、新たな外来患者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 いろいろ廃棄物の問題、それから管理の問題、今外来患者の対応に対する問題、それぞれの質問について答えていただきましたけれども、特に先ほど言ったように感染性の医療廃棄物等についての扱いについては今後も十分気を抜かないで対応していただきたいと思いますというふうに思います。

以上をもちましてとりあえず市立病院についての話は終わらせていただきまして、続きまして教育問題についてお伺いをさせていただきます。①のいじめについてでございます。このいじめ問題につきま

しては、毎回毎回議会でテーマに上がる言葉だというふうに思っております。いろいろな地域で学校で生徒が死に追いやられていると、そういう事件にまで発展する問題がこのいじめ問題であります。どここの学校においても情報の共有化、あるいは未然防止という言葉が今や合い言葉になっているのではありますけれども、なかなかその解決方法というのは難しいものがあります。

ことしの5月にいじめ防止に取り組むNPO法人、これ川崎市にあるのですけれども、ジェントルハートプロジェクトというNPO法人があります。ここがいじめ問題に関する教員、学校の先生ですね、教員へのアンケート調査を行ったと。その発表を公表したわけでありまして。その中で約70%、10人に7人の先生がいじめを解決できるかどうか自信を持っていないというのです。10人に7人ですよ。10人に7人の先生がいじめの問題を解決する自信がないというのです。ですから、そういう部分で我々が解決しようと思ってもなかなか難しいのかなというふうに改めて思ったわけですが、その対応に不安を抱えているということがよくわかりました。その内訳としまして、昨年10月からことしの25年の4月、この約7カ月間、この中でいじめ問題についての講演会を各地で開催しているのです。そして、これは講演会に参加した先生方に調査票、そういったものを配付して、13の都道府県、北海道も入っています。13の都道府県の小中学校の教員約300人、正確には296人ですが、約300人、この先生方が回答したと。過去1年以内に担任になってクラスでもっていじめがありましたかという問いに、129人、約130人があったという回答をしているのです。43.5%です。このいじめがあるかどうかを尋ねた質問に、解決ができると、あるいはほぼできると、そうやって自信を持って言った先生、これが32%しかいないです。いじめは私は解決できますよと言った先生、32%しかいないです。だから、赤平もそれだけだということにはなりませんけれども、データとしてこういう結果が出ているということです。56%は解決で

きるかわからないよと、13%はできないかもしれないという、そういう結果なのです。これを見ても明らかなのですけれども、いじめにどう対応すべきかをわかっていないという、そういう先生が多いということです。

私がここでもって言いたいのは、学校の先生に対して赤平の教育委員会というのはどういうことしているかということを知りたいです。今これから言いますが、教員の現場でのスキルアップ、そういうのが非常に僕は重要でないかなというふうに思いました。そこら辺をどのようにお考えになっているか、またそういう部分に対してどのような対応をとるべきだと思うかということを赤平市の教育委員会としてのご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） いじめの問題でありますけれども、いじめの問題については全国で依然としてなくなる状況でありまして、それが原因と思われる憂慮すべき事件も依然発生している状況であります。そこで、この問題に係る教職員の対応の協議や研修などの状況ですけれども、全国的に重要な問題でありますことから、学校自体、また教職員自身においても対応への意識は高いと感じているところです。そのため各学校では、定期的な情報交換や連絡会議、校内研修の開催で情報の共有化とその未然防止に努めているところであり、必要により外部からの講師によって研修も行っているところです。いじめのアンケートの調査についても早期に集計するなど迅速な情報収集を行ってその実態把握に、改善に努めております。また、市教委といたしましても、平成18年の1月に地元警察署と締結いたしました子どもの健全育成サポートシステムにおいても、重大ないじめ事案に係る警察との連携についての項目を新たに盛り込むなどの変更協定を結んだところでもあります。いずれにしても、未然防止と早期の発見が大切なこととなりますので、自他の命の尊重と公共の精神の保持など教育活動全体を通じ

て行いまして、いじめを絶対に許さないとの共通認識のもと教職員全員で対応できるよう指導しております。今後も関係各方面と連携して未然防止に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 ただいまの答弁のようにきちっと対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、いじめについての関連質問させていただきます。A S S、前にも議会でお話をさせていただきました。赤歌署セーフティーサービスと、これは24年、去年の11月に発足しまして、警察と地域、あるいは教育委員会とか、みんないっぱい入っていると思いますけれども、そういう方々が連携して地域から不良をなくそう、あるいはいじめをなくそうというためにセーフティーサービスが実施されております。それから、生活安全のほうでは命を大切に教室というのを各学校と連携しながら、自分の命を大切にしようと、いじめによって自分の命を捨てることなんかやめましょうよというような形、いろんな部分の話し合いがあるのでしょうけれども、そういった教室を開催するという、そういう警察署では2つの大きなセーフティーサービスと教室を地域の方々と話し合いをしながら、情報を共有しながらいじめだとか、あるいは体罰だとか、いろんな部分でそういったものをなくするという努力をしております。

赤歌警察署と連携をして対応していくのだよということをお前の議会でお話をされました。私が質問したときには、最終的には前向きに対応していきまじやうというお答えをいただきました。そこで、どのように今まで、前回の議会で答弁なさった部分から今日までどんな対応をされてきたのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 命を大切にする教

室についてですが、赤歌署様からの依頼による外部講師を招いての件と思いますが、前回の質問においては学校では既に次年度の事業計画の立案というのは11月の時点で策定するものでありまして、当該年度の途中での実施は困難としたもので、間もなく次年度計画の立案時期となりますので、早目の対応を心がけております。命を大切にすること、自他を認め合うことであり、決まりや規則などではない生きていくための基本原則でありますので、インターネット問題、デートDV、薬物問題など全てに関係するものであります。そのため学校現場では、全ての学校活動における基本原則として捉まえているところ です。

そこで、ご指摘の教室については、学校の教育課程と照らし合わせていかに効果的に教材として活用し、事業展開ができるか検討し、取り組めるものは実施してまいりたいと思います。赤歌署様には日ごろの情報交換や薬物乱用防止教室などでも身近な存在となっておりますので、互いに声をかけ合いながら早目の情報の共有を行ってまいりたいと思いますので、ご理解、ご支援くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 いじめの問題というのは、いろんな角度から見るいじめの問題というのがあるのです。学校の先生から見るいじめの問題、あるいは校長、教頭から見るいじめの問題、地域から見るいじめの問題、教育委員会から見るいじめの問題、両親から見るいじめの問題、子供から見えるいじめの問題、いろんな部分でいじめというのはあると思うのですが、私は今回は先生という部分に特化して質問させていただきました。こういう記事を読んだり、ニュースを見たりするのは、本当に今の学校の先生方というのは真剣になって子供と向き合っているのだろうか、子供たちの声を聞こうとしているのだろうか、そのぐらい痛切に心に訴えてきます、こういう話を聞いたり見たりす

ると。7割の先生がいじめを解決できない、いじめを解決できないような先生だったらやめてしまえばいいと、そのぐらい個人的には思います。ですから、先生方のスキルアップをどうやるのだという質問をあえてさせてもらったのです。やっぱり先生方が職業としてその仕事を選んだのであれば、最後までその職業を全うできるような、そういうような先生になっていただきたいというのが私の望みです。今回そういう意味で別の角度から見るいじめの問題についてお伺いをさせていただきました。いずれにしても、いじめ問題は子供の命を奪うというまで発展する重大な案件であります。常に目配り、気配り、そういったことを絶やさないようにしっかり学校の先生方には管理監督をしていただくということをやっていただきたいというふうに思っております。

最後に、給食のアレルギー問題の対応についてお話をさせていただきます。この件につきましては、予算委員会においても質問をさせていただいた経緯があるというふうに思っておりますけれども、最近全国でこの問題が多く起きていることから、再度一般質問をさせていただきたいというふうに思っております。一例を挙げますと、昨年の12月に東京の府中で5年生の女の子、11歳でありますけれども、給食を食べた後に体調を崩して死亡してしまった、こういう事案があります。女の子には食物アレルギーがあって、行政解剖の結果、死因はアレルギーの原因食品を食べたことによるアナフィラキシーショック、このアナフィラキシーというのを辞書でちょっと調べたら、生命を脅かす危険な状態に陥ることをアナフィラキシーというのです。このショックでもって亡くなった疑いがあるということで警察も捜査に乗り出したということでもあります。この女の子には通常乳製品だとか卵だとか、あるいはピーナツ、こういった部分にアレルギーがありまして、給食ではもちろんそうなのですが、これらを除いた特別食を用意している。それで、他の児童と違う色のトレイ、それから食器にも名前を書くと、そしてふたをすると、そのふたにも名前を書くと、そのぐ

らい調理員が注意を払いながら直接本人に手渡したのです。それなのになぜこんなことが起きたか、やっぱりどこかでもってちょっとした気の緩みというのが出たのだというふうに思うのです。ここまで本当に神経質な対応を教育委員会としてやってきたのに、なぜというふうに思うのですけれども、この女の子がちょっとおいしかったからおかわりを要望したのです。おかわりを要望したときにその確認を怠り残りの給食を少し授けてしまったと、それを女の子は同じように召し上がってしまったのです。そして、そういう事件が起きた。そのとき校長は、来て何か注射を打つみたいですがけれども、それはもう間に合わなかった、そういうような事件だったので

す。

このアレルギー問題について今確認を、あるいは対応を誤ったのではないかというふうに思われているという話をしましたけれども、赤平もこれにとっては例外ではないというふうに僕は思っております。赤平市のアレルギー体質というか、学校に申告をしている子供たちというのは何人ぐらいいらっしゃるのかということ、それからその人たちはどのように把握してどのような対応を赤平市では、教育委員会ではとっているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 給食のアレルギーの問題の対応についてですが、近年アレルギー問題における事故の発生が全国で報道されております。市の学校給食センターにおいては、施設や人員配置などの問題から特別なアレルギー食の提供はできない状況であり、そのため今年度から給食の献立表にアレルギー表示マークを加えることなどで少しでも注意の喚起とその把握に努めております。

そこで、学校におけるアレルギー体質の児童については、現在3名ほど報告を受けているところであります。給食におけるその対応については、事前に保護者と養護教諭を含めた学校側との協議を行っており、その内容を給食センター、学校が共有するこ

とで事故のない体制づくりを進めるようにしております。把握と管理についてですが、小学校に入学する際に子供の健康状態を把握するための就学時健診を全ての新入学予定児童の保護者宛てに案内しているところですが、その健診における保護者記入の問診票の中に子供の健康状態や心配なこと、現在の病気などを記入していただく欄が設けられております。それらの記入を受け、学校との保護者面談においてアレルギーの種類などについて医師の診断書の提示をお願いするなど、その後の対応についての資料としているところです。また、進級時には各年度の健康診断前に保護者宛てに事前調査票の提出をお願いしており、内容に変更があった場合その際に把握できることになっております。その把握した情報に基づき学校内、または学校と給食センターとが密接に打ち合わせを行いまして適切に対応するとともに、献立内容について保護者への確に情報を提供することとしています。また、給食センターでは、アレルギー食対応の設備等が整っていないために除去食、代替食を提供することが困難な状況です。保護者には、担任、養護教諭と相談の上、除去食、代替食をご家庭からご持参いただくなどの対応をお願いしております。いずれにしても、アレルギー問題は対応を誤りますと重大な事故につながることでありますので、給食センター、学校、また養護教諭、担任など学校全体で意識の共有化を図り、対応に誤りのないよう努めてまいります。

以上です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君） [登壇] ありがとうございます。今お答えしていただいたように、対応を誤ると大変な事態になります。ちょっとのすきや油断で子供の命を奪うということになったら、大事件でありますし、各所、各人、各部署が共通した認識、あるいは情報、そういったものを共有しながら間違いない配食、そういったものを徹底していくということを私のほうから申し上げまして、この一般質問を終わらせていただきたいというふうに思いま

す。ご答弁ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時13分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)